

まして一、一質問を申し上げたいと思います。

その一つは、国公立あるいは私立大学を通じまして入学定員の増加を図るなど、その計画的整備を図ることが急務だと言われておるわけでありますけれども、いかなる措置をしようとしておるのか。この点を少し具体的にお答えいただければと思います。

○海部國務大臣 御指摘の十八歳人口の急増に対しましては、新高等教育計画において昭和六十七年度までに恒常的な定員四万二千名、臨時の定員増四万四千名、合計八万六千名の定員増が必要とされているところでございます。このため、昭和六十一年度、国立については四千九百七十名の臨時増員を含む五千六百六十五名の定員増を措置いたしますとともに、公私立につきましては、約四万五千名の定員増を認可したところでございます。これを合わせますと、さきに申し上げました大学設置審議会の報告に示された整備のめどに対する八万六千名に対しまして、合計して約五万名でありますから約五九%の充足となつております。受けとめております。

○中西(総委員) 今お答えありますように、万六千名の中約五万名、五九%と言つておりますけれども、ところがそれに対する具体的な措置といふことになりますと、財政的なものも考えなくてはならぬと思うのですが、例えば私立大学助成につきましては昨年と同額の二千四百三十八億五千万、研究装置などはわずか三億三千五百万といふ增加額はありますけれども、これに対する具体的な財政措置にはなつておらないのではないどうか。あるいは国立関係を見てまいりますと、財源をどういう内容でもつて措置してあるのか、この点お答えいただければと思います。

○大崎政府委員 初めに、国立について申し上げますと、いわゆる恒常増募の分につきましては、それぞれその内容に従いまして從前からの組織の拡充あるいは定員の拡充というものに伴います

算措置は講じておるところでござります。

ただ臨時増募につきましては、その性格上、各大学に既存の施設その他をできるだけ御活用いただいて臨時の増員をお願いしたという性格もございまして、教員の定員につきましては、一般教育の教員、教育定員を学生二十人について一名、あるいは専門教員につきましては学生数に応じた一定の増員というようなことで措置をいたしておりますわけでございます。また、学生増に伴います学生経費につきましては、これまた当然措置をいたしておりますわけでございますが、恒常定員増に比べますと各大大学の御努力をお願いをしておるというのが状況でございます。

また、私学関係につきましては、御指摘ございました私学助成予算總体の中で各私学のお取り扱いをお願いをいたしておりますという状況にございま

○中西(續)委員 今お答えいただきましたよろしくおきまし
たに、私学についてはほとんど財政措置はしておら
ない。さらにまた国立大学におきましても、既存
の施設、そこでもつてこれを消化するという考え方
方が基本になつておる。あるいは教員定数等につ
きましては、わずかの措置はしてあるようであ
りますけれども、およそ十八歳人口急増に対する
施策的なものとしては、収容するなどそこには
特別措置をしない中に数だけが五万人近くふえて
いくという、こういう結果でしかない、こう受け
とめなくてはなりません。

そこで私は、大臣の所信表明を見ていたところ、何處かあるみたいに感じがするわけでありますけれども、具体的になつてまいりますと、そうした措置がされておられたといふのが実態ではないか。まずこれを一つ指摘した上で、次に移りたいと思うのですが、大学を中心とする高等教育機関が、国民や社会の多様な要請にこたえて、個性を伸ばし、特色ある発展を遂げ特色ある大学、あるいは教育研究の質的・実を図ることが極めて重要だという、やはり同じように所信表明があつたわけであります。そのね

めの施策を積極的に講ずるというこういう表明が

されでおるわけでありますけれども、それそれで
えは個性を伸ばすということにはどう具体的に
—積極的にやるということのですから、どういう内容
を持つておるのか、あるいは特色ある大学あるい
は発展を遂げるということがあるわけですが、こ
れはどういう中身なのか、それから質的な充実を
図るという、大体三つ挙げておりますから、そ
ぞれ一、二、三お答えください。

○大崎政府委員 御指摘の個性を伸ばす、特色あ
る発展を図る、あるいは質的充実を期する」と述べ
られておるわけでございますが、いずれもそれぞ
れ別個の事柄と申しますよりは、全体を通じまし
て一つ一つの大学、高等教育機関がそれぞれの特
色を持った発展を遂げていくということによりま
して、国民の多様な期待にこたえ得るような方向
で伸びていっていただきたいということをいわば
申し上げておることであるというふうに理解をい
たしておるわけでござります。

個々の大学がそれぞれ特色を持つて発展をいたしました上では、一つは、それぞれのこれはまあ大学に即して考えますと、基本的にはまず大学で自分で考える大学の発展計画というものを十分お考えになつて、いろいろ新しい構想あるいは改組転換などというような計画をお立てをいただく。またそういうことをお立てをいたなくようにはおどもどしてはお願いをし、またそういう御計画が生まれました場合には十分御相談を申し上げて、さらにその発展を御支援をするというようなことが基本的姿勢でありますなかろうかと思つておるところでございます。そのためには、一つは、制度的に障害となつているもの等があれば制度的な措置を講じなければならぬところでございまして、この点につきましては、かねてから大学関係の制度の彈力化といふことには努めておりまして、旧来の枠にとらわれない新しい試みにつきましてもできるだけ御相談に応ずる努力はいたしてまいつたわけでございまして、具体的の予算に関連をいたしました措置に

つきましては、今申し上げました個々の大学の御努力の如き、別に實性又はいつていうべき重視の所

努力の中で、例えは従来なかつたようちな種類の新しい学科あるいは学部というものをつくつけていきたいといふような御要求が、例えは明年度でござりますと九州工業大学の情報工学部といふようなものも、従来でございますと工学部のほかに情報工学部といふのがあるのかどうかといふような議論があつたわけでござりますけれども、時代の進展あるいは大学の特色ということを考えると、そういうことも一つではなかろうか。また、別の例を挙げますと、東京工業大学に生命理学科あるいは生物工学科といふような、これも従前余り例を見ない新しい学科の設置が行われたわけでござりますけれども、これも最近におきますいわゆるバイオテクノロジーあるいはバイオサイエンスの発展といふようなことを背景にいたしまして、東京工業大学がそのような方向に伸びていきたいといふお気持ちを踏まえての措置であるわけでござい

一例を挙げるとそういうことでございますが、さらに、既存の組織の改組転換あるいは新しい大学院、例えば長岡、豊橋の両技術科学大学大学院に博士課程をこのたび設けることになつてゐるわけでございますが、そういう新しい芽を、非常に窮屈な厳しい財政状況下ではござりますけれども、できるだけの配慮をして、努力をいたしましたところでございます。

なお、一般的な経費といたしましては、教育研究特別経費と申しますものをいわゆる当たり校費以外に措置をいたしておりまして、これも厳しい財政状況下で若干の増額を図つたわけですが、この経費の運用に当たりましては、ただいまある申し上げましたような大学の新しい教育上の改革の試みあるいは研究プロジェクトというようなものをお助けする方向での配分に意を用いているところでございます。

○中西(續)委員 今説明がありましたが、力化することによって各大学の努力なりそれぞの創意によって学部・学科の創設、こういう考

なお、一般的な経費といたしましては、教育研究特別経費と申しますものをいわゆる当たり校費以外に措置をいたしておりまして、これも厳しい財政状況下で若干の増額を図ったわけでございまが、この経費の運用に当たりましては、たゞいまある申し上げましたような大学の新しい教育上の改善の試みあるいは研究プロジェクトというよなものをお助けする方向での配分に意を用いているところでございます。

○中西(績)委員 今説明の
力化をすることによつて各
れの創意によつて学部・学

○中西(績)委員 今説明のありましたように、彈力化をすることによって各大学の努力なりそれぞれの創意によつて学部・学科の創設、こういう考

え方を明らかにしたようありますけれども、特に、このようにして新しいものが設置をされると、いふ数については知れていますが、特例は国立学校あるいは大学附属病院、研究所、それ全部あるわけありますから、その中で具体的な個性伸長を図るあるいはそのための特色ある、質的な充実を図っていくことになります。ですから、そうなりますと、予算書を見ますとそういう点が余り見受けられないわけですので、予算書の款項目の中で本年はこういうところにそういう特徴を持たせたのですというようなことがあればお示しいただきたいと思うわけです。

○大崎政府委員 個々の大手の組織の新設、改廃、改組というものについては幾つかあるわけでございますが、先生の御質問の御趣旨は、もう少し一般的な意味でそういう配慮がなされているかということではないかと存しております。私たちもいたしましては、從前から改革のための調査をしていただくための調査費を計上いたしております。そこで、同時に教育方法の改善あるいは学内における特別研究プロジェクトのために充てる経費を中心とした教育研究特別経費といいましたが、前年度に比しまして約一〇%増の百七十三億一千四百万円というような数字も計上いたしておりまして、こういういわば個々の大手の新しい努力をお助けする経費については特に意を用いさせていただいたということでございます。

○中西(續)委員 ですから、例えば国立学校の場合の今言われた教育研究特別経費ということになれば、「研究教育に必要な経費」の中に入るのですが、あるいは大学附属病院などにおけるものからしますと、「研究教育に必要な経費」というところに入ってくるのではないかと思っておるのであります。

○坂元政府委員 今先生御指摘の、教育研究特別

経費というのはどこに入るのかということですが、教育研究経費の中に入れて積算しておりますが、

す。

○中西(續)委員 そうしますと、私が先ほど言いましたように、国立学校あるいは大学附属病院さらに研究所などをずっと見てみましても、とりたてて拡大したという面は、例えば国立学校の場合にはどこに集中したか知りませんけれども、この「説明」によると、「教官の研究及び学生の教育等」あるいは「中層大気国際協同観測計画事業等」でもって九十四億何がしか増額されておりますが、大学附属病院になりますと、「研究教育に必要な経費」としては逆に六億三千八百七十九万八千円減額されているわけです。

ですから、統一的に見まして、研究所を含みまして、そうした点で、特に大臣の所信表明にあるような特色ある教育研究の充実を図っていくということが具体的にもう少し私はこれだけ言うなら増額されるべきではないかと思つておるわけなんです、こうした点について指摘をしておるわけあります。

今申し上げましたように、大学附属病院などにおいては逆に減額されておるという状況等があるわけでありますから、今ここで言われておるようなことを本格的に実現する措置としては十分であろうかということを考えるわけありますけれども、この点どうなんですか。

○大崎政府委員 基本的には、非常に厳しい財政状況下において国立学校特別会計に対する一般会計からの繰入金等についても厳しい制約があるわけでございますので、全体としての特別会計の中での教育研究経費の水準ということで考えますと、先生御指摘のように、各大学にいろいろと御工夫をいたさなければならぬ面が多くあるわけでございます。

ただ、先ほど来申し上げておりますのは、そういうような厳しい状況下でも、私どもいたしましては、できるだけ各大学の新たな御努力、創意工夫というものを何とか受けとめてまいりたい、

あるいはお助けしてまいりたいという努力を、そういう厳しい全体の枠の中で努力させていただいているところで御説明申し上げておるところです。

○中西(續)委員

ですから、私たちは、高等教育のあり方というものを考えるときに、長期総合的視点に立った研究基盤の整備充実が必要だということを所信表明の中では言われておるわけです。特に学術研究の振興とかかわり合つて今それが行われているのだということを言つておるわけです。ですから、ここにこう述べられる以上、むしろ私たちが今日指すべき事柄は、人類に必要不可欠の知識、学問水準の向上ではないかと大臣が指摘されておりますように、そのとおりなんだから、この長期総合的な視点に立った研究基盤整備ということが今どう計画になつて具体化し始めておるかといううそした中身が少しでも出てこないところ、こうした言い放しでは、大臣はそうでないと思うけれども、中曾根さんはどうも選挙の前になると盛んにそういうものを打ち上げるという傾向がありますから、政府全体がそれであつては困るのですね。国民を惑わすことになるわけですから。そういうならぬためにも、こう言つている以上、何か長期計画なりがあつてそれをこれから具体的にこう立てていきますということになるのか、その立たたるものがある、その一部はこういう状況で今具体化されつつあります、こういうことになつておるのか、ここいらを含めて何か意見があるのですか。

○植木政府委員 ただいま先生御指摘のよう、大学を中心とします学術研究、これは人類にとって新しい知識を開拓するという意味で大変基礎的であり、先端的であり、重要なわけでございます。そういうことで、文部省といたしまして、先般、昭五十九年に、学術審議会という審議会がございますが、ここで今後の長期的な見通しの上で日本本の「学術研究体制の改善のための基本的施策について」という答申をいたしたわけでございました。私どもいたしましては、この基本的な答申

に基づいて今後の学術研究の奨励、促進に努めようとしておるわけでござりますが、昭和六十一年度の学術研究関係の予算におきましても、科学研究費の増額であるとか若手研究者の育成のための新しいフェローシップ制度の充実であるとか、さらには宇宙科学とか生命科学とかそういう重要な基礎研究につきましては、大変財政状況厳しい中でもそれぞれ充実、増額をしてきておる、こういう状況でございます。

○中西(續)委員

必ず言われることは、財政が厳しい、だからこれだけやつておれば随分の努力だと思いますが、私は決して前進をしておるなどということは言えないのではないか、こう考えなくてはならぬけれども、この点は、今高等教育面における予算がどうなつておるかということを考えてみた場合に、私は決して前進をしておるなどということは言えないのではないか、こう考えなくてはならぬ状況でございます。

○中西(續)委員 必ず言われることは、財政が厳しい、だからこれだけやつておれば随分の努力だと思いますが、大学附屬病院になりますと、「研究教育に必要な経費」としては逆に六億三千八百七十九万八千円減額されているわけです。

ですから、ここにこう述べられる以上、むしろ私たちが今日指すべき事柄は、人類に必要不可欠の知識、学問水準の向上ではないかと大臣が指摘されておりますように、そのとおりなんだから、この長期総合的な視点に立った研究基盤整備ということが今どう計画になつて具体化し始めておるかといううそした中身が少しでも出てこないところ、こうした言い放しでは、大臣はそれでないと思うけれども、中曾根さんはどうも選挙の前になると盛んにそういうものを打ち上げるという傾向がありますから、政府全体がそれであつては困るのですね。国民を惑わすことになるわけですから。そういうならぬためにも、こう言つている以上、何か長期計画なりがあつてそれをこれから具体的にこう立てていきますということになるのか、その立たたるものがある、その一部はこういう状況で今具体化されつつあります、こういうことになつておるのか、ここいらを含めて何か意見があるのですか。

○植木政府委員 そこで、高等教育政策が予算面から見るとある程度難しい中で予算をつけておるではないかといふことを言いますけれども、私は、この私問題一つをとつてみても、高等教育の面からは決して前進しているとは言えません。ですから、きょうはこれはもうおきます。国立学校設置法の関係でありますからこれはおきますが、例えば国立学校特別会計について見てみるとそのことがもう一目瞭然ではないかと私は思つてあります。と申しますのが、一般会計からの国立学校特別会計への繰り入れ率、これはこの文部省からいたいたい資料によりましても明確ですね。

これを見ますと、三十九年から始まりまして六年まで、初年度は、受入額が特別会計の中におきまして八二・一%を占めています。最高は

四十六年の八三・五%ですね。このようにしてずっと八〇%台を超えておったわけでありますけれども、特に顕著なのは、五十八年度を見ますと、額の上でも前年度から減額され、しかも大きく落ち込んでいる。じゃ六十一年度はどうなつたかといふと、六四・五%にまで落ち込んでしまつておるという、この事実は否定できないわけであります。

特に、御存じのようにこの特別会計を設置する際に討論されておる議事録があるわけでありますけれども、これを読ませていただきますと、有利になるからということを盛んに主張しているわけですね。そして、もう一つ中心的に追及されておるのは、八〇%を割つてはいけないよということを盛んに言われておるのですね。ところが、実態はそうはなつております。

たのか、この点をひとつ説明してください。

○西崎政府委員　ただいま先生御指摘の、国立学校特別会計に関する一般会計からの繰り入れの率

でございますが、率につきましては、当初昭和三十九年度の八二%が、ピークで四十六年度八三・五、本年度が六四・五に落ちていること、これは

御指摘のとおりでござります。

ましては、施設内のとおり、これが一概会計をもつてござりますが、特別会計につきましては、人件費の割合が国立学校教職員に係るものとして大

麥大きめうございます。一般会計からの繰り入れに対する人件費の割合で申しますと、八七%にもなりますし、国立学校特別会計予算全体でいいま

しても五〇%になるわけでござります。六十一年度について申しますと、人件費に関する増額が大体五百七十億くらい必要になる。先般、先生が一般会計で全額平年度比その也でどうことで一千

数百万億の数字を申し上げたわけでございますが、特別会計につきましては平年度化で四百三十億円でござります。それにプラス新規増その他を入れて

れますと五百七十億くらいの人工費が必要になります。このような人件費がふえるといつて圧力があるわけでありますし、片や財政再建のプロセスで年々箱物につきましては特別会計についても縮減を図つておるというふうな経緯がござります。

六十一年度について申し上げますれば、一般会計からの繰り入れといふ数字の上では、物件費、施設費でやはり四百億余の減をした形での積算をせざるを得ないというふうな形になるわけでありまして、このような形で特別会計を編成する上におきましては、病院収入等の自己収入をふやして、そして特別会計全体での予算を確保していくという形をとらざるを得ない、こういう現状に置かれておるわけでありまして、全体の姿として特別会計予算は増額になりますが、これらは病院収入等自己収入の増額を行うことによつてある程度の特別会計予算を確保し、教育、研究の充実にもその分を割り当てるというふうな形をとるわけでございます。

以上でございます。

○中西（纏）委員　だから問題じやないですかね。これを見てみますと、私は指摘をしなくちやならないと思いますのは、この国立大学の授業料を見ていただきますとわかりますように、五十年を一〇〇としますと六十二年にはこれは八三三ぐらいになる。現在が七〇〇くらいですか、そういう率になつておるということ。私大の場合は、高いとはいひますけれども、五十年を一〇〇とした場合には六十年では二六〇にしかなつていないのであります。ですから、授業料の引き上げ額というのはもうナウギ登りに拡大されておる。

それと同時に、今言われました病院会計が、大体附属病院としての性格づけがだんだん変わるへりになつてきているのではないかという見方をす

らもある。もともと、先ほど私が、特別会計を設置をする場合に、三十九年三月二十七日の討論をずっと見てみましても、ほかにあるのですけれども、特にここに集中されて採決されていますからこの分を擧げるわけありますけれども、ここで注意をしなければいかぬのは、事業会計でなく区分会計なんだということね。言いかえると、極端な言い方をしますと、独立採算制でないといふ、したがつて収入について自由に使用ができるから有利になるのですよ、だから特別会計にしたらといふ、こういう論法で進んできているわけでしよう。ところが現在は、今お答えありましたように、病院の収入を少しでも拡大をして、それによつて、逆に今度は八〇%を超えておつたものが六五%に落ち込んでくると、六四・五%になつてゐるわけですから、このように現在はまさに収入があるために有利になるのではなくて、特別会計は逆にそれを理由にして今度は押し込まれていて、不利になるという、このときに主張されたことと全く逆の結果が今出でておるのではないだろうか、実験からしてもこう考えるのですよ。

こう考えてまいりますと、今文部省がとつておる、あるいは大蔵省なりが考えておるこの行政改革、あるいはこの臨調の答申に沿つて指摘をされ

ておる部分というのには、こうしたものを一切破棄をしておるのかどうかということをお聞きしたいのですが、この点はどうなんですか。

○大崎政府委員 先生お尋ねの国立学校特別会計の性格でございますが、お話しのとおり、いわゆる区分特別会計といふ基本的性質は現在そのまま保持をされておるというふうに私どもとしては理解しておりますし、また保持をされるべきものであるというふうに考えておるところでございま

す。ただ、現在の非常に厳しい財政状況のもとにございまして、教育、研究の水準の維持を図るために、やはり自己努力というものを行いながら、教育、研究水準の維持のための努力を続けなければならぬという側面もござりますので、そういう基本的な特別会計の性格を踏まえつ

も、そのような形で対応を今までしてまいっておるというのが現在の状況でございます。
○中西(續)委員 放漫にして自「努力をやる必要ないなど」ということは私は言つていません。ただ、問題は、特別会計を持ち込んだということの意味が薄らぐようなことをしてもらつては困るよ、こう言つているわけです。
そして、今高等教育そのものを見ても、いよいよわかるように、これもまた文部省の資料を私にいただきたわけでありますけれども、高等教育に対する国と地方の負担の状況、これを見てみましても、日本の場合には国民所得と高等教育費、この比率を見ると〇・九%、一概に単純比較はどうかという問題はあると思いますけれども、一応ある資料としては、アメリカの場合が一・五、イギリスが一・九、西ドイツが一・八、こういうぐあいに、そして特にここに注意書きがございまして、國、地方の負担から國公立大学の附属病院収入及び駕収入を除くとその額がうんと減りまして、國民所得比では〇・七三%になるという、こうした具体的な資料があります。これはおたくが出しておる資料をずっと見させていただいたのですけれども、まさに日本の高等教育の現状というのは、第一、私学に頼ることの率からしますと、七七・一%でしよう。これはアメリカ、イギリス、今申し述べたフランスなり西ドイツなりといふようなどころから比較しますと、もう全然違うわけですね。だから、ここに依存をして、そのままこの額が低く抑えられることが当たり前みたいにならなくなってしまつて、その感覚がそこにまた流れきっている。ですから、その結果が、このようにして大学の高等教育面における独立採算的なものまでも含めて追い込められていくという、こうした状況が出ておるのではないかと思うのです。
ですから、これを見まして、特に収入面を、こしふえたところをずっと見ますと、もうはつきりしているのですよ。この財政の歳入面における実態がどうなつておるかということを見ますと、

例えば附属病院収入の百六十六億、それから授業料及び入学検定料の増収額が二百二十六億、それに今あるのが、寄附などが二十一億、それから受託調査などが十六億というように、大きいところは、こういう後の二つを除きますと、大体先ほどから私が指摘をする入学料あるいは授業料、これのウナギ登りの増額、毎年どちらかが上がっていますから、このこと、今言う病院収入を拡大することによってこれを補う。そして逆に今度は一般財政からの繰入金はどんどん下がってきて、今や六五%を割る、こういう状況にまでなっているという。ここいらが、私は大変、今の文部省がどのような姿勢でいるのか、あるいは今の政府の姿勢がどういうところにあるかということをこのことは示しておるのでないか。口では高等教育は大事だし、そこで人材を養成しなくてはならぬということを盛んに言うのだけれども、こうした面が非常に顕著になつてき始めおるといふことを私は指摘をしておるわけです。この点について、大臣どうですか。

○大崎政府委員 国際比較というのではなく、各国情がございまして、正確な比較は難しいわけでございますけれども、ただ、御指摘のとおり、我が国高等教育のあり方といたしまして、私立大学、私立高等教育機関の割合が諸外国に比しまして非常に大きいというような状況もございまして、国民所得の比率で見ますと御指摘のような傾向があるということは私どもとしても承知をし、またこの点についての考え方というものについて頭を悩ましておる状況にあるわけでございます。

ただ、いざれにしても、今後の高等教育の発展ということを考えますと、困難な財政状況下ではございましても、いろいろ自己努力すべきところは自己努力をし、何とか前向きの姿で取り組んでまいりたい、その中で必要な予算の確保についても努力をいたしたいというが基本的な姿勢でございまして、そのような姿勢を持ち続けながらさうに今後一層の努力を払つてまいりたいと考えております。

は触れずに、むしろ今度は国民の皆さんが反対するところに手を触れていいこうとする。そうすると今度は、反対があつたから、財政收入はわずかですからといふような理由によつてまたさらにつこに的には絞られてくるといふ悪循環になつてくるわけですよ。

に、大臣は決意を申されましたけれども、やはり本格的に私たちが教育をどう守つていくかといふこの基本論議を政府全体の問題として拡大していくことになれば、私は解決がつかないだらうと考えておるのでありますけれども、この点どうですか。

○海部国務大臣 所管外のことにつけるのは慎まなければならぬかも知れませんが、先生の具体的御質問でありますから、私も率直に、立場を離れて、感想を申し上げさせていただきたいと思います。

御承知のように、国全体の自然増収を税において確保していくような積極的な努力をしなければならないということも一つの大きな政策目標だと思ひます。現在、党におきましては、それらのことを踏まえていろいろと対策を考えておるわけでありまして、それは税制の問題もあれば、あるいは内需拡大の問題もあれば、最近発表しましたいろいろの対外経済摩擦をなくすためのいろいろな内需振興策も、けさの新聞によれば全体として〇・七%のG.N.P.のアップに寄与するだろうという計算も一面としては成り立つと報道されております。こういったような努力を一生懸命加えておきますことは、御指摘のように政府全体の責任でござりますから、国全体の税収確保のために努力をしていかなければならぬことは当然でございます。それで、それは別の次元でまたそういうような努力をして、その目標を立ててやつていかなければならぬ。そのときも具体的に御指摘になりました、例えば税制の不公平は正の問題にしましても、マル優の具的な問題にしましても、これは党の税制調査会においてもあるいは党の政務調査会の会議において

〔年四月十一日〕

ル儀制度の問題を一つ出しますからねとおもふけれども、それを配してやればできるということはもうはつきりしているわけです。なぜなら、入つてみて一〇〇%ははつきりしているわけだから、そのできる措置をどうするかということを考えれば、極めて単純なんですよ。そうしたこと我々が、政府の施策として金がないなら金をつくるうじやないかということで、今あなたがおっしゃったことはたくさんのあります。認めるはれども、単純に考えてできるようなことを手がけずには、難しく難しくしておいて、そしてできませぬでしたというような格好になってしまふのです。絶えずそなんです。ですから、マル儀制度を廃止するとかどうとかいう問題ではなくて、今ある制度の中で手をかけられることはたつてきるということを私は指摘をしていります。

ますので、その点を誤解ないようにしていただきたいと思います。

いずれにしましても、こういう状況で私たち非常に残念であるけれども、まだまだ十分な体制をとることができずおるということであります。時間がありませんので、次に移らしていただきますけれども、この問題とあわせましてこの点だけはちょっとお聞きしておきたいと思うのですけれども、研究費が不足するということで、附属病院収入とか授業料、入学料の収入だとあるいは用途指定寄附金あるいは受託調査試験などの収入、こういうことが盛んに言われる中で、これが拡大されておる中で繰り入れ率が低下すれば、予算が少ないということで出てくる中身は、民間との関係を指摘する人たちが出てくるわけです。ですから、予算が少ないから民間ということにつながると、必ず問題が出てくるのは、産学協同研究そのものが今度は研究費不足の面から癪着をする、こういう問題が出てくるであろうし、本来の本格的な基礎研究から離れていく、こういう問題が出てくる可能性があるわけであります。ですから、私は、研究機関を活用する、むだ遣いしないということはいいにいたしましても、こうした問題のあるような産学協同体制というものが出てくるとすると大変であります。が、この繰り入れ率低下、研究費不足から産学協同などといふことにならぬように、これだけは一つ確認をしておきたいと思うのですが、どうですか。

○植木政府委員 私どももいたしましては、大学と民間等々が協力して研究等進める場合に当たりましても、あくまで大学の学術研究の基本的な使命を踏まえながら、かつ大学の主体性のもとに置いて社会の各方面からのそういう具体的な要請に対応して対応していく、こういうやり方をすべきであると考えております。

したがいまして、今先生がおっしゃいましたように、財政が非常に厳しいのでその穴埋めとして民間の方と協力をすることではなくて、あくまで大学の主体性のもとに学術研究の角度から

社会の要請にそれぞれ応じていく、こういう態度でやつておるわけでござります。

○中西(續)委員 ですから、この点は、先ほどから申し上げておりますように、大学を中心とする基礎研究、このことがやはり一番問われるわけでありますから、今日日本のこれから発展する方向といたしましてもこうした面がなければ、軍事費だとかなんとかいうことよりも将来にわたっては一番大事なところじゃないかという気がしてなりません、ここだけに限つて言うならば。

ですから、先般からの義務教育の問題とあわせていきますと、こうした教育面における財政をどう確保していくかという点をひとつ本格的に、海部文部大臣、在任期間中にもそうした方向が出るように努力をしていただきたいと思いますが、その決意をお願いします。

○海部国務大臣 私にとりましては御激励を込めた御質問と受けとめまして、先生の御理解に感謝をしたいと思いますが、御指摘のように、大学の基礎研究の峰を高めていくということは、何回も申し上げておりますように、これからの中間化時代に日本が諸外国とのいろいろな相互依存関係を高めていく上からも極めて大切なことでございますし、また、日本の高等教育部面にいろいろな面でもつと力を入れていかなければならぬといふことは、私どもいろいろと考えておる問題点で、それは指さす方向は御質疑の方向と全く一致しておるわけでございますから、私がさつき申し上げましたように、きょうまで結果として十分だと胸を張つて言い切れる結果が必ずしも予算面にあらわれていないということを、私自身の反省も含めて今後も大いに努力を続けていきたい、できる限り十分な教育環境の整備ができるようにしていきたい、これは強く決意をいたしておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○中西(續)委員 そこで、先ほど提案がございました中で出ております九州工業大学情報工学部並びに岡山大学医療技術短期大学部の創設の問題について一、二質問申し上げたいと存じます。

九州工業大学の場合には、十月に設置して六十一年度入学を目指すということになつておりますけれども、この学部の中の学科はどういう内容になつておるのか、そしてそれぞれの入学定員なり学部のこれから目指す具体的な内容等について説明をしていただければと思います。

○大崎政府委員 九州工業大学の情報工学部につきましては、最近のエレクトロニクスあるいは通信技術、さらにはコンピューターの著しい発達というものを背景といたしまして、関係の分野の技術者あるいは研究者の不足が非常に深刻になつておるという御指摘があるわけでございますが、そういうことを背景といたしまして、情報工学あるいはシステム工学の分野のすぐれた技術者の養成を図ることを基本的な目的としておるわけでございます。

具体的な学科の構成でございますけれども、五つの学科を予定しております知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科の五つでございます。ただ、その学科の設置につきましては、大学の学部の着実な充実というような見地から、六十二年の四月からはまず能情報と電子情報の両学科について学生を受け入れまして、以後六年には制御システム、機械システムの二学科について学生を受け入れ、三年目に生物化学システム工学科についての受け入れをやるということを基本的な考え方といたしておるところでございます。

学生の入学定員につきましては、各学科八十人、合計四百人でございますが、高等教育の構造の彈力化というような観点も含めまして、三年次から入ります者が四百名、三年次から入ります者が五十名、各年度学年進行が完成した時点での総数を考えますと、千七百名という規模のものを考えておるところでございます。

○中西(續)委員 岡山の方は、前にございました専門学校を廃止して短期大学の併設になるわけありますけれども、この分もちよつと説明していただけますか。

○大崎政府委員 岡山大学の医療技術短期大学部でございますが、現在岡山大学の医学部に附属しております看護学校、診療放射線技師学校、臨床検査技師学校を母体といたしまして、これらの諸学校の募集を停止し、将来は廃止するという前提のもとに、医療技術者の一層の質の向上を目指しまして、医療技術短期大学部を設置するという構想でございます。

学科といたしましては、看護学科入学定員八十名、診療放射線技術学科四十名、衛生技術学科四十名ということで、それぞれ修業年限三年の短期大学として設置をし、学生受け入れを六十二年四月からいたしたいということでお願いをいたしておるところでございます。

○中西(續)委員 先ほどからの論議の過程の中でも出てまいりましたけれども、それぞれ特色あるものを、そして基礎的なものを拡充をするという視点からされるわけでありますから、ぜひ体制の確立をしていただくとともに、さらに全体的に拡大をされて、国民の皆さんへの負託にこたえる高等三年には制御システム、機械システムの二学科について学生を受け入れ、三年目に生物化学システム工学科についての受け入れをやるということを基本的な考え方といたしておるところでございます。

最後になりますが、日本がこれからどんどん国際的役割を果たさなくてはならぬと言われているということを基本的な考え方といたしておるところでございます。

学生の問題です。各国との学問、文化、研究者の交流などを含めて高等教育における留学生の問題であります。日本がこれからどんどん国際化していくことによって日本に見えて大変な格差があるわけですね。こうしたことを行うことによって日本の平和政策なり文化政策が浸透するわけですから、つまり新しいナショナリズムを振りかざすのではなくて、本当に多くの国々の若い人たちを日本に積極的に招致をすることによってそのことを理解していくべく、その背景と要因。以上質問します。

○佐藤(誼)委員 私の方からは、オーバードクターの問題についてまず質問します。端的に質問いたしますから、時間が限られておりますし、三十分足らずですから、端的にお答えいただきたいと思います。

○大崎政府委員 オーバードクターの現状を文部省はどういうふうに把握をしているか。そして、なぜこのようないわゆるオーバードクター問題が生まれてきたのか、その背景と要因。以上質問します。

○大崎政府委員 オーバードクターと言われますものの中には、二種類あるわけでございまして、一つは、博士の学位を修得後なお継続して学内にとどまつて研究をしておる方々、もう一つは、一たん退学をされて引き続き研究を継続しておられる方々とあるわけでございますが、両方合計いたしましたと約千七百人に及ぶというふうに承知をいたしておるわけでございます。

けれども、これからどうするかということとあわせて、ひとつ早急に方針なりを出していただければと思います。

大体時間が参りましたので、そのほか、さつきだ論議を深めておかなければならぬ問題が残りますけれども、さらにまた、先般からの質疑の中で共通テストの問題についても大臣がこの前答えておったのを、今まで各委員会での発言だとかもいろいろなものを見直すと読ませていただきましたけれども、ちょっと違うみた感じもしましたけれども、それをきょうやるつもりでおったのですが、時間がもう来てしまいましたからできません。これらの問題についても、この次の時間に譲るといったしまして、また論議をしていきたいと思います。いずれにしましても、予算全般の問題とあわせましてこうした留学生問題等を早急に論議をしていただくことをお願い申し上げまして、終わりたいと思います。

その理由といたしましては、これは個々それぞれ多様であらうかとは思いますが、一般的に申せることは、やはり適切な就職の機会が得られないということが最大の原因ではなかろうかと考えておるわけでござります。これにつきましては、一つは、いわゆる需要と供給の関係ということもあるわけでございますが、もう一つは、やはり我が国の大学院のあり方というものが、アメリカ等に比較いたしますと非常に研究者志向ということが強い、専門性がいわば非常に限られた形での養成というのがかなり見られるということも、博士課程修了者が多面的な活躍をされる上での一つのネックにもなっているのじやないかという感じもいたしているところでございます。

○佐藤(館)委員 それでは、これはオーバードクターをどう規定するかということによつてその把握される人数もいろいろ違つてくると思うのですが、これは私の持つているデータによりますと、例えばこういう区分なんですかども、学位修得後学内で研究を継続している者、昭和五十八年五百十六名、必要な単位を修得して退学した者で五十九名となつてゐるのです、こういう分類によりますと、これは昭和五十八年学内で研究を継続している者、千五十七名、所定在学期限を超えて在学している者、留年組も含むわけですが、これが二千四百八十二名、合計昭和五十八年度で四千九十五名となつてゐるのです、こういう分類によりますと、これは昭和五十八年度だけではなくて、それをさかのぼることや十一年ぐらいからこういう傾向がずっと統いてきて、しかも累増しているのです。ごく最近の統計はありませんけれども、普通よく言われるのは、オーバードクター五千名というような数字も時々出てくるのは、こういうようなとらえ方の延長上でどちらでいるのじやないかな、これは今もお答えありました、本人の怠慢といふことよりも、社会全体の環境とか制度あるいは一つの構造上の背景を持つてこういうものが出てきているのであります、これは深刻な問題として我々がとらえなければならぬのではないかというふうに思うわけ

です。

私が得た情報によりますと、大学院で博士号を取つて未就職者が大体三〇%ないし四〇%ぐらいじゃないかというようなことも言われてゐるわけあります。いずれにしても、大変な数だということは言えますね。今も話がありましたけれども、大体いつごろからこういう状況が急速に出でましたかといいますと、オイルショック後の、いわゆる高度成長から低成長に移るに従つて顕著になつてきてるのですね。これは大学の設置なりあるいは学部を含めて、山場であったのは一九六〇年代なんですよ。その後ずっと減つてきておりませんけれども、減つてきているというかそのまま横並びなんだけども、大体それと合わせながら、高度成長時代には大体五千人ぐらいの教員等含めて何だかんだ採用されておつたのが、半分くらいだという数字も出でているわけですから、言つたなれば、低成長が一つの背景になつて雇用問題を起してゐることは間違いないと思うのです。それから同時に、最近の年間の大学等の教員の採用増加は一、二%だ。しかも、定年退職者は千名程度だという、こういうマスター、ドクターの修了者に比べて需要者が非常に少ないということが、経済的、構造的な問題も背景にしながら出でているということを我々は十分認識をしなければならぬのではないかと思うのです。

そこで、私の方のとらえている学生の実態も若干述べながら、後でお答えいただきたいのです。が、以上のようなことを背景にしながら、では、現在、オーバードクターと言われる人たちがどんな暮らしやどんな研究状態に置かれているのか、私は極めて重要だと思うのです。

これは、私のところに大学院学生委員会、大学院制度検討小委員会という資料がありまして、この方がつくつてあるところが私のところにもいろいろ要請行動をしてまいりました。いろいろ事情を聞きましたが、これらの方々の話を聞きますと、オーバードクターは授業料の減免措

うことを会計検査院なんかで出してきてるので

すね、これは留年組であるからあるいは学業不振者であるから、したがつて留年している方々については授業料免除については対象外だという具体的な措置がとられてきて、大変困つてゐるという

ことです。

私が先ほど言いましたようなオーバードクターの一部であるいわゆる留年組は、自分が好きこのんで留年したり、本人の勉学が不振のためというよりは、先行きが就職の見通しがないものですから足踏みしているという方がかなりいるわけです。この辺の実態を考えたときに、このオーバードクターは、授業料減免の対象外にするとしたら、これはますます彼らは生活苦に陥り、研究もできないという状態になるということを考えなければならないのではないか。

それから、次の問題は、育英奨学金ですよ。これらも御承知のとおり昨年改正されまして、これは有料になり、しかも必ずしも対象がふえたわけでもない。この育英奨学金に頼つてマスター、ドクターは大変であります。これをもらえない方もありますから、そうなりますと研究費や生活費のためにアルバイトをやつて。このアルバイトで生活費なり若干の研究費を生み出している、こういう状態ですね。

さらに、就職の当てもなく生活に疲れて研究生生活から離れている若い優秀な方々もたくさんいるわけです。よく何か特別な目で見られている向きもありますけれども、私はいろいろなデータを見、本人たちと接してみると、押しなべて言えば、オーバードクターと言われる人々は大変立派な研究者であり、研究成果も上げ、将来を展望される若い学徒だと私は思うのです。就職の見通しもないまま、研究社会にも参加できず、生活に疲れ、研究費もなく、研究生活から去つていく方が非常に多い。私はこのことは本人の立場からいつでもだれもいなくなるわけでしょう、考えてみたつて。若い人たちを今から二十年後ばつと採用してみたつて、上の方がいいわけですから、四十歳代相当の中堅の方々がいないという結果になつてしまふ。これは日本の将来にとつてゆめしきことなわけですね。

ですから、そのことを考えたときに、私は今申し上げましたけれども、例えば二十年後の大学の教員の交代の時期もにらみながら、今からそういう研究者を採用することを考えいかないと、年齢構成上もおかしくなつてしまふ。この辺のこ

ろを今から十分考えておかなければならぬのではないか。特に、先ほどからありましたけれども、昭和八十年代の中期ごろになりますと、十八歳の大学の学生があえることになりますね。ちょうど重なつちやうわけです。そうでしょう。昭和八十年代に從来勤めてきた大学の先生方が退職し、ちょうどエンジをする時期になつてゐるのです。それがちょうど大学の学生のふえる時期に当たる。このことをにらんでおかないと、今は需要がないからオーバードクターだ、どこかで適当にやつてはいる、そのときになつたら雇おうといったうて、人がいないので、四十年代の最もすぐれた人たちが。このことをよく考えておかなければならぬのではないかというふうに私は思います。

特に、学術審議会の答申など見ますとそのことを非常に憂えて述べておりますね。答申の中に「優れた若手研究者の養成・確保」という項目がありまして、その中にずっとありますけれども、一方、近年における学術研究の進展にかんがみ、若手研究者に、ある期間流動性を持たせて、自由な発想と幅広い視野を身につけさせながら、独創的な研究者として育成していくことが、特に、新しい学問や学際領域の開拓には極めて有効かつ緊要である。このような事情を考え慮して若手研究者の養成・確保のための多様な方策を講ずることが必要である。

以下云々と書いてあります。私は適切な指摘だと思うのです。

加えて言うならば、今言つた昭和八十年代を見通したとき、今から我々がやっておかなければ、日本の将来の学術研究は大変なおくれを来し、またその時点では間に合わないということを私は考えるわけであります。したがつて、この辺のことを考えたときに、文部省としてはこのオーバードクターについてどのような対策をする考え方、これからある研究者は学者の養成のためにどうあらねばならないのか、この辺についての考えをお聞きしたいと思うのです。

くかつ優秀な頭脳を持つ人材がその才能を発揮できない状況にあるということは国家的な損失でもございまので、私どもとしても真剣に対処しなければならない課題であると考えておるところでございます。

その基本的な背景といたしましては、先生御指摘のように、需給のアンバランス、さらには年齢構成が非常にひずんでおるというような状況がございまして、この年齢構成のひずみはあるいはいわゆる高齢化現象というようなものをどう解消するかということ、これはある意味では世界的な課題になつておるところでございます。

うるものもあわせて行つていただくといふようない
とも、私どもとしては今後大学にも働きかけてあ
らななければならないと考へておるところでござ
ります。

の
か

うるものもあわせて行つていただくというようないとも、私どもとしては今後大学にも働きかけてまいらなければならないと考えておるところでござります。

○佐藤誼委員 それでは、次は、時間ありますんで、今のことと関連して大臣にお尋ねします。

それで、先ほど述べたような状況であり、しかも緊急の課題だと私は思うのですね。それで、御本人の立場から言えば、そういう優秀な方々が研究したことなどが生かせるような職場、雇用の開拓といふことを考えていかなければなりませんし、国家的な立場から言えば、そういう優秀な頭脳、研究者が将来国の発展のために尽くせるようになから将来を見通した、そういう言うなれば学者、研究者として将来伸びていけるような計画を今から持つていなければならぬと思うのです。したがつて、その辺を基本にしながら、私は、今局長からも話がありましたが、せっかく特別研究員制度ですか昭和六十年度から発足していますね、今度六十一年度です。この辺はまだまだ充実していくのではないかと思いますし、また、日本で職がないために海外に行つて勉強している人も日本に帰れないでいるわけです。せつかくの優秀な方々、この方々をどういう形で日本で受け入れるのか。それからさらに、民間の研究機関でこの方々をどう受け入れるのか。そういう意味での職場の開拓等も我々が考えなければならないのではないかと思うのです。この辺の考え方について大臣はどう考えるのか、将来について。これが一つですね。

それから、もう一つの問題は、現在学生方が暮らしができなくて困っているわけです。ましてや研究もできない。こういう方々が会計検査院から具体的に指摘されてきているわけなんです。今年度の後期分の国立大学の授業料減免措置について、会計検査院等はオーバーマスター、オーバードクターについては留学生、学業不振者というようなことで対象から除外されるというようなことが次々と現実に出てきている。これらをどう考えたらいい

それからさらに、育英奨学金の貸与についての対象の拡大、内容の充実等々やはり具体的に考えていかなければならぬのじゃないかと考えますので、その辺の見解について大臣の御答弁をいただきたい。

○海部国務大臣 全体として申し上げますと、いわゆるオーバードクターというものが研究あるいは生活の面においても大変お気の毒な状況にあるのではないか、これをもつと研究できるように政策努力をすべきではないかという先生のお考えでござります。

私どもも、今の大学の第一線の教官スタッフの年齢構成に御指摘のような断層といいますか、びつな点があることは承知もいたしておりますし、また、各大学において後継者育成のために大学院等における授業ぶりなどを見ながら採用していくところがあつても、なおその選に漏れていく優秀な人もあるということは想像にかたくございません。したがつて、これは社会が博士課程の修了者を受け入れるという、博士課程の人に対する特別な門戸開放ということも企業活動としてはお考えをいただかなければならぬ時期だと思います。しかし、問題をオーバードクターのみに絞つて考えますと、先ほど局長も申し上げましたように去年から発足しました特別研究員の制度というのは、奨学金の額よりも特別研究員の額の方が多くなっておりますし、また家計費の一部もその特別研究員には使うことができる、生活のみならず研究の面についてもできるような配慮がなされております。スタートしましてまだ初年度、六十年度ですが結果は非常にいいよにも思いますので、六十一年度においては採用の人員もふやしていく、そしてこの制度を将来に向かつて充実しながら、安心して研究のできるよう方針に持つていただきたい、こう考えておるところでございます。

○佐藤(道)委員 いろいろ多面的な対応の仕方ありますから、それはじっくり文部省で考えていただきたいのですけれども、今の特別研究員制度、

ろを今から十分考えておかなければならぬのではないか。特に、先ほどからありましたけれども、昭和八十年代の中期ごろになりますと、十八歳の大学の学生があえることになりますね。ちょうど重なつちやうわけです。そうでしょう。昭和八十年代に從来勤めてきた大学の先生方が退職し、ちょうどエンジをする時期になつてゐるのです。それがちょうど大学の学生のふえる時期に当たる。このことをにらんでおかないと、今は需要がないからオーバードクターだ、どこかで適当にやつてはいる、そのときになつたら雇おうといったうて、人がいないので、四十年代の最もすぐれた人たちが。このことをよく考えておかなければならぬのではないかというふうに私は思います。

特に、学術審議会の答申など見ますとそのことを非常に憂えて述べておりますね。答申の中に「優れた若手研究者の養成・確保」という項目がありまして、その中にずっとありますけれども、一方、近年における学術研究の進展にかんがみ、若手研究者に、ある期間流動性を持たせて、自由な発想と幅広い視野を身につけさせながら、独創的な研究者として育成していくことが、特に、新しい学問や学際領域の開拓には極めて有効かつ緊要である。このような事情を考え慮して若手研究者の養成・確保のための多様な方策を講ずることが必要である。

以下云々と書いてあります。私は適切な指摘だと思うのです。

加えて言うならば、今言つた昭和八十年代を見通したとき、今から我々がやっておかなければ、日本の将来の学術研究は大変なおくれを来し、またその時点では間に合わないということを私は考えるわけであります。したがつて、この辺のことを考えたときに、文部省としてはこのオーバードクターについてどのような対策をする考え方、これからある研究者は学者の養成のためにどうあらねばならないのか、この辺についての考えをお聞きしたいと思うのです。

くかつ優秀な頭脳を持つ人材がその才能を発揮できない状況にあるということは国家的な損失でございますので、私どもとしても真剣に対処しなければならない課題であると考えておるところでございます。

その基本的な背景といたしましては、先生御指摘のように、需給のアンバランス、さらには年齢構成が非常にひずんでおるというような状況がございまして、この年齢構成のひずみあるいはいわゆる高齢化現象というようなものをどう解消するかということも、これはある意味では世界的な課題になつておるところでございます。

私どもいたしましては、そういう大学における採用というのは、できるだけ個別の大学の御努力によりまして、各方面との人事交流も含めて、新規のある程度の採用者数の確保といふことを大學が御努力いただくということのお願いもしなければならないと思っておるわけでございますが、同時に、非常にすぐれた将来我が国の学界をしおつて立つような人材というものが研究が継続できるような保障をすることが極めて重要であるというような観点で、これは学術国際局でございますが、特別研究員制度というようなものを設けまして、既に博士課程在学中から奨学金を支給いたしまして、修了後も研究が継続できるような一定の保障をする道というようなものも開始をいたしたところであるわけでございます。そのような努力を研究者あるいは先生御指摘の大学の教員の確保という点では払うと同時に、先ほど申し上げたところでございますけれども、諸外国に比べますと日本の大学院の卒業生というものの進路が余りにも大学志向になり過ぎておるということもまた事実でございまして、これから日本を考えますときには、やはりドクターを持つた専門性を身についた方が社会の各方面で御活躍いただくといふことも望ましいことでもございます。これにつきましては、社会の受け入れ側の問題もございますが、同時に、大学院の指導が米英におけるPh.D.のような幅広い学識を身につけるような配慮とい

うるものもあわせて行つていただくといふようない
とも、私どもとしては今後大学にも働きかけてあ
らななければならないと考へておるところでござ
ります。

の
か

うるものもあわせて行つていただくというようないとも、私どもとしては今後大学にも働きかけてまいらなければならないと考えておるところでござります。

○佐藤誼委員 それでは、次は、時間ありますんで、今のことと関連して大臣にお尋ねします。

それで、先ほど述べたような状況であり、しかも緊急の課題だと私は思うのですね。それで、御本人の立場から言えば、そういう優秀な方々が研究したことなどが生かせるような職場、雇用の開拓といふことを考えていかなければなりませんし、国家的な立場から言えば、そういう優秀な頭脳、研究者が将来国の発展のために尽くせるようになから将来を見通した、そういう言うなれば学者、研究者として将来伸びていけるような計画を今から持つていなければならぬと思うのです。したがつて、その辺を基本にしながら、私は、今局長からも話がありましたが、せっかく特別研究員制度ですか昭和六十年度から発足していますね、今度六十一年度です。この辺はまだまだ充実していくのではないかと思いますし、また、日本で職がないために海外に行つて勉強している人も日本に帰れないでいるわけです。せつかくの優秀な方々、この方々をどういう形で日本で受け入れるのか。それからさらに、民間の研究機関でこの方々をどう受け入れるのか。そういう意味での職場の開拓等も我々が考えなければならないのではないかと思うのです。この辺の考え方について大臣はどう考えるのか、将来について。これが一つですね。

それから、もう一つの問題は、現在学生方が暮らしができなくて困っているわけです。ましてや研究もできない。こういう方々が会計検査院から具体的に指摘されてきているわけなんです。今年度の後期分の国立大学の授業料減免措置について、会計検査院等はオーバーマスター、オーバードクターについては留学生、学業不振者というようなことで対象から除外されるというようなことが次々と現実に出てきている。これらをどう考えたらいい

それからさらに、育英奨学金の貸与についての対象の拡大、内容の充実等々やはり具体的に考えていかなければならぬのじやないかと考えますので、その辺の見解について大臣の御答弁をいただきたい。

○海部国務大臣 全体として申し上げますと、いわゆるオーバードクターというものが研究あるいは生活の面においても大変お気の毒な状況にあるのではないか、これをもつと研究できるよう行政策努力をすべきではないかという先生のお考えでござります。

私どもも、今の大学の第一線の教官スタッフの年齢構成に御指摘のような断層といいますか、びつな点があることは承知もいたしておりますし、また、各大学において後継者育成のために大学院等における授業ぶりなどを見ながら採用していくところがあつても、なおその選に漏れていく優秀な人もあるということは想像にかたくございません。したがつて、これは社会が博士課程の修了者を受け入れるという、博士課程の人に対する特別な門戸開放ということも企業活動としてはお考えをいただかなければならぬ時期だと思います。しかし、問題をオーバードクターのみに絞つて考えますと、先ほど局長も申し上げましたように去年から発足しました特別研究員の制度というのは、奨学生の額よりも特別研究員の額の方が多くなっておりますし、また家計費の一部もその特別研究員には使うことができる、生活のみならず研究の面についてもできるような配慮がなされております。スタートしましてまだ初年度、六十年度ですが結果は非常にいいよにも思いますので、六十一年度においては採用の人員もふやしていく、そしてこの制度を将来に向かつて充実しながら、安心して研究のできるような方向に持つていただきたい、こう考えておるところでございます。

○佐藤(道)委員 いろいろ多面的な対応の仕方ありますから、それはじっくり文部省で考えていただきたいのですけれども、今の特別研究員制度、

ことしの予算を見ますと七億九千九百円、採用の人数としては二百四十四名、昨年より百名増という形になつておりますが、これは大体見ますと、希望者の十分の一なんですね。財政的には限りがあるかも知れども、私は今の実態を見るとまだまだふやしていいのではないか、将来のことを考えたならば。これは大体八億程度ですか、十倍にふやせば八十億。そうすると、例えば全員の希望はかなえられるわけだ。この辺はまだ日本がこれから国際社会に伸びていく、あるものは頭脳しかないのだ。日本には資源がないのですよ。そのことを考えたときに、国の施策としても考えなければならぬし、せつかくその道を選ぼうとして人生をかけた人たちの若い青春を思うと、私は生かしていかなければならぬということを考えますので、ぜひその点については深い御理解と御努力をいただきたい、このことを最後に申し上げておきます。

あと、残った時間少ししかありませんけれども、今問題になつていてる入試の改善について一点だけ質問いたします。

今、御案内とのおり、共通一次の改善、それからA、Bグループの区分け等の問題がなされてお

ります。そこで私はまずお聞きしていきますけ

れども、この共通一次試験の弊害として今まで指摘されているところに、偏差値による大学の序

列化、自己採点方式による輪切り、そして受験産

業の肥大化等々が指摘されていると思うのです。

これは今日の受験競争をなくすという観点から生まれた共通一次試験ではありますけれども、今

のようなことが言われてきている。

今言つたようなことをなくすることもねらいの一

ところが今、国大協の案によりますと、来年か

ら自己採点方式を廃止して、二次出願を共通一次

前に繰り上げるということを考えている。これは

想像にかたくないのだけれども、共通一次の前に

これが言つていいと思います。つまり、共通一次では自己採点も得点も平均点も出さ

ないでしよう。そういう状況の中で共通一次とい

うことが言つていいと思います。つまり、共通一次といいますか、これをやるという。つまり、

まだまだ進んでいる動きが今報道されております。そうしますと、果たして共通一

次で問題になつたところのことが本当に除去でき

るのか、果たして大学の序列化に歯止めをかける

ことができるのか、輪切りに一定の歯止めをかけ

ることができますのか。むしろ、共通一次がなくな

ることによって、なくなるというよりも、自己採

点なりあるいは平均点その他を公表しないことに

よつて、模擬テストと言われる業者のブレ一次に

依存するということの方が大きくなつてくるのじ

やないか。そのことによつて逆に、意図いかんに

かかわらず受験産業の肥大化をもたらしてしま

うのではないか。ある面から言うと、そういう点で

むしろ心配な点が考えられるのではないかと思

う。この辺のところ、今揺れ動いておりますから、

文部省なり文部大臣は、この辺の業者の動きを含

め、言うなれば模擬テスト、ブレ一次試験と言わ

れる動き等をにらんだときには、果たして今検討さ

れていることが、先ほど申し上げましたけれども、

大学の序列をなくする、輪切りをなくする、

あるいは受験産業の肥大化を何とかなくしたいと

いうこのことにつながることになるかどうか、こ

の辺十分検討する必要があると思うけれども、ど

うなんでしょう。

○海部國務大臣 これは大変奥の深い難しい問題

でございますけれども、偏差値による大学の輪切

りという、今先生まさに御指摘の嫌な現象が、共

通一次試験の制度をスタートさせたころとは違つ

て、結果として現実に非常によくない影響を及ぼ

していることは御指摘のとおりでございます。し

かし、どう考へても、今見通しながら受験業者がもう既に動いてい

る。これはいろんな報道にもありますし、我々も

想像にかたくないのだけれども、共通一次の前に

まだまだ進んでいる動きが今報道されてます

ます。この法案が通らないと受験ができない、受

験の募集ができないという状況にございまして、

まだまだ進んでいる動きが今報道されてます。

そこで問題になつたところのことが本当に除去でき

るのか、果たして大学の序列化に歯止めをかける

ことができるのか、輪切りに一定の歯止めをかけ

ることができますのか。むしろ、共通一次がなくな

ることによって、なくなるというよりも、自己採

点なりあるいは平均点その他を公表しないことに

よつて、模擬テストと言われる業者のブレ一次に

依存するということの方が大きくなつてくるのじ

やないか。そのことによつて逆に、意図いかんに

かかわらず受験産業の肥大化をもたらしてしま

うのではないか。ある面から言うと、そういう点で

むしろ心配な点が考えられるのではないかと思

う。この辺のところ、今揺れ動いておりますから、

文部省なり文部大臣は、この辺の業者の動きを含

め、言うなれば模擬テスト、ブレ一次試験と言わ

れる動き等をにらんだときには、果たして今検討さ

れていることが、先ほど申し上げましたけれども、

大学の序列をなくする、輪切りをなくする、

あるいは受験産業の肥大化を何とかなくしたいと

いうこのことにつながることになるかどうか、こ

の辺十分検討する必要があると思うけれども、ど

うなんでしょう。

○海部國務大臣 おっしゃるように、将来の日本

を支えていく受験生、その学校に入つてみずから

学問を身につけようと志を立ててくれた受験生の

ために大学はあるわけでして、本当にならば全部門

戸開放、機会均等、だれでもどうぞうといふのが

一番親切な方だらうと思ひますけれども、や

はりいろいろな諸事情からそうはいきませんの

で、入学試験があつて、そこに入った人が卒業さ

れるまで学んでいき、学問を身につけていただく

と応答をいただきたいというように思ひまして、

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

ました。

○佐藤謹委員 時間になりましたのでこれで終

りますが、今質問をし、お答えいただいた問題

は、まさに渦中の問題でありまして、各方面で検

討し、動いている問題です。しかし、これは受験

生にとって父兄にとっても国民にとっても重要な

問題ですから、きょうは時間がありませんの

で、いずれまたこの問題については十分なる質疑

と回答をいただきたいというように思ひまして、

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

ました。

○青木委員長 遠藤和良君。

○遠藤委員 私は、最初に、本委員会においてこ

うして質問をいただく機会をつくっていただ

たがいまして、全体の試験の改革を通じて何とか

きました同僚委員の皆様、また委員長初め当委員

会の皆様に心から感謝をしつつ、若干質問させて

けじやなくて、いろいろな資質や個性や適性があるはずですから、それを十分幅広く見きわめた上に選抜にしたい、こう願つておるわけでございま

す。

時間の関係で端的に申し上げますと、大学が新

しい形のテストをどの角度で利用するの

か、その結果を総合点の中のどれだけ見るの

か、その利用活用の方法によって、一律的に点数

だけを並べてそれで序列を決めていくというよう

なやり方はやめていこうではないか、こういう感

覚で取り組んでおるところでございますので、近

く協議会の結論も出ますし、私も自身もいろいろ

と当面のできることから解決していくこうとい

うので、志望校の変更を認めなくしたことが、あ

るいはまたチャレンジの機会を多くしておいたと

いうことなんかは、大学の輪切りではなくて、や

はりそこに受験生の意思というのも入ってくる

よう、また、大学の方がそういつた採点のとき

にどこに重点を置くかということは、まさに自由

に多様に決めてもらいたいということをお願いし

ておるさなかで、その方向に向かつて改革も進ん

でおりますから、なるべく御指摘のような

弊害を除去するような方向で指導もし、取り組ん

でまいりたいと思っております。

○佐藤謹委員 時間になりましたのでこれで終

りますが、今質問をし、お答えいただいた問題

は、まさに渦中の問題でありまして、各方面で検

討し、動いている問題です。しかし、これは受験

生にとって父兄にとっても国民にとっても重要な

問題ですから、きょうは時間がありませんの

で、いずれまたこの問題については十分なる質疑

と回答をいただきたいというように思ひまして、

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

ました。

○遠藤委員 德島大学の今回の改組に伴つて、法

案の審議がおくれたことによりまして、受験生が

受験できなくて、四月の初めに入学できなかつた

りだと私も思います。

いたります。本法案は、私の地元でございま

す。徳島大学の学部改組にかかる問題でございま

す。そこで、若干地元の要請等も踏まえつつ質問をしたい

と思います。

最初に、大臣にお伺いしたいのですが、今徳島

大学ではまだ受験が行われていないわけでございま

す。この法案が通らないと受験ができない、受

験の募集ができないという状況にございまして、

たくさんの方々が見守つておるわけでございま

す。そして、この法案の提出並びに審議

がなぜこのようにおくれてきたのかという問題を

御説明願いたいと思うわけでございます。

そして、これ大変基本的な問題でございますけ

ども、大学というのは一体だれのためにあるの

かというのを考えいただきたいと思います。

が、私は、大学というのは言うまでもなく受験生

のためにある大学でございまして、受験生を配慮

して法案の提出も考えなくてはならないし、審議

の促進も考えなくてはならないのではないか、こ

ういうふうに考えるわけですが、大臣

の、この受験生に対するどういうふうな御感想を

お持ちであるか、最初に御確認させていただきた

いと思います。

○海部國務大臣 おっしゃるように、将来の日本

を支えていく受験生、その学校に入つてみずから

学問を身につけようと志を立ててくれた受験生の

ために大学はあるわけでして、本当にならば全部門

戸開放、機会均等、だれでもどうぞうといふのが

一番親切な方だらうと思ひますけれども、や

はりいろいろな諸事情からそうはいきませんの

で、入学試験があつて、そこに入った人が卒業さ

れるまで学んでいき、学問を身につけていただく

と応答をいただきたいというように思ひまして、

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

ました。

臣の御感想はどうかということを聞いているわけでございます。

○海部國務大臣 一刻も早く御審議をいただいて通していただきたいという強いお願ひの気持ちは持つておりますけれども、いろいろな状況がございましてこうなりましたということは、私にとつては大変遺憾なことであつたと思はりますし、どうぞ皆様方にお願いをして、せめて一刻も早く成立させてやつていただきますように心からお願いを申し上げる次第でございます。

○遠藤委員 今いわゆる徳島県民の関心は、この新しくできます総合科学部の入試がいつ行われるのか、こういうことでございます。大学の方にお聞きいたしますと、かなり日本全国から応募の問い合わせが殺到しているようでございますが、大學としてははつきりいつできるということは見通しが立たないわけでございますね。私はこの場で、文部省としては大体入試は、例えば四月いっぱいにはやりたいのだとか、そういう決意のほどをまず確認をしておきたいと思います。

そしてまた、それに伴いまして大学の生徒の募集要項は一体どういうふうになるのかということです。さういふことは、共通一次抜きの入試か今までの入試である、こういうふうに聞いておりますが、その点はそのとおりであります。

また、競争率がかなり多くなるのではないか。国立大学の中では全国最後の入試になることになりますので、その競争率がいかほどくらいと推定されるのか、また、あるいはいい生徒が集まりそうな雰囲気であるか、この辺の見通しについて文部省はどういうふうな感触を持っておりますか。

○海部國務大臣 最初に、基本的なことだけ私たちお答えさせていただきますが、法案を国会で成立させていただきましたならば直ちに諸準備に取りかかって、可及的速やかに受験ができるよう努力をいたします。どうなりますか、四月いっぱいにどういうようなこともおっしゃいますけれども、上がります日がまだ未確定でございますの

で、上がりましたら十八日目ぐらいに從来の例でございます。

○遠藤委員 申しておりますので、お答えにさしていただきまつて、そして法案成立後十八日目が入学試験が可能である、こう事務当局が準備をいたしてます。調べまして、そして法案成立後十八日目が入学試

つて今度参議院に参りますね。そうすると、四月いっぱいは入試はちょっと難しいような感触を受けますが、入試は五月の初めになりますかね。○大崎政府委員 たゞいま大臣の御答弁申し上げましたように、法案の成立をまちませんと募集要項を発発することができませんので、その成立時期

とうのを私もとしてまだ推測申し上げるとい

うことは差し控えさせていただきたいと存する次

第でございます。

○遠藤委員 どうかという点につきましては、この組織の場合には共通一次試験の受験は要しない

なれば、先ほどお尋ねの、共通一次抜きの入試か

どうかという点につきましては、このようないくことを前提といたしまして、幅広い教育、研究

島大においては、既に試験の実施教科科目とい

たしましては、国語、数学、外國語の三教科で試

験を実施するということを本年一月に予告をして

おるところでございます。

なお、入学者選抜に当たつての競争率の見通し

でございますが、これも仮定の話でございますの

で、私ども確たる見通しを申し上げることは困難でございますけれども、従前の例に照らします

と、やはり十倍前後の競争率にあるはなるので

はないかというような考え方を持つておるところでございます。

○遠藤委員 ゼひとも早い入試が行われますよう

に要望をしたいと思います。学生にとりましてはやはり単位の取得等にも影響が出てくるような入試のおくれは許されないわけでございまして、こ

れは本来法案の提出を前の国会ですべきではなかつたかなという印象もあるわけでございますが、

今後はこういうことのないよう、やはり受験生を考えた法案の提出を考えるべきではないのか、このように思います。大臣、どうですか。

○海部國務大臣 できるだけそのような方法をすることがよりよいと私も思つて、これからはいろいろ努力を重ねさせていただきます。

○遠藤委員 具体的な問題について伺います。

今度、徳島大学に総合科学部という学部ができるわけでございますが、総合科学部といふのは、県民にとりまして初めて聞く学部でございます。そこで、一体どういうふうな性格があり、目的があるのか、また、この学部でどういうふうな人材を培育になろうとしているのか、いま一つ明確でないところがあるわけでございますが、この点についてはどういうふうな御構想をお持ちでございま

すか。

○大崎政府委員 総合科学部につきましては、現在の教育部の教員組織を基本的に活用するとい

うことを中心といたしまして、幅広い教育、研究

体制を組もうといふことが基本の考え方になつて

いるわけでございます。

具体的に申しますと、従来の固定的な学科制と

いうものをとりませんで、教育上の配慮から四つ

のコースを設ける。具体的には文化コース、社会

科学コース、基礎科学コース、健康科学コースと

いうことで四つのコースを設けまして、学生はそ

れぞれの志望等に応じましてそのいずれかのコースで学ぶということでございます。しかし、いずれのコースにつきましても、やはり幅広い基礎を身につけるということを基本的な観点として考

え、かつ、それぞれのコースに共通な基本的な教育ということもあわせ行うというような計画であるわけでございます。

具体的には、文化コースでございますと、従前

の学部になぞらえますと、例えば文学部的な内容のものが想定されますし、社会科学でございますれば法律、経済というようなもの、幅広い基礎的な知識を身につけるということを基本的な観点として考

え、かつ、それぞれのコースに共通な基本的な教育ということもあわせ行うというような計画であるわけでございます。

○遠藤委員 德島県民の皆さんからは徳島大学の総合化というふうな要請が大変強うございましたて、この総合化と今回の総合科学部とはどういうふうな関連性があるのかと、ということをちょっとお聞きしたいわけでございます。県民のニーズとしては、徳島大学の中に法学部であるとか文学部であるとか経済学部をつくりてもらいたい、こうい

ませんで、将来の発展のために必要な基礎、基本の涵養ということに意を用いながらコース分けをする、こういふ考え方であると承知しておるわけ

でございます。

○遠藤委員 御説明によりますと、大学の総合科

学部の教官数は定員が百一人で学生の数は一学年

の定員が二百五十人と聞いておりますが、これは現在の教育学部と全く同じ規模でございますね。

先生方も引き続いで総合科学部の先生としてお残りになつて教える方が多いようでございまして、どうも印象的には学部の看板をかえただけではなくたまにつくられた字部で補充する教官、そういう方々はどういうふうな分野から人材を集めてくる計画でございますか。

○大崎政府委員 先生御指摘のように、教員の定員ということにつきましては、基本的に従前の教

育学部の定員の枠といふものを引き継ぎまして構

想がされるわけでございますが、具体的な人事と

いうのかなという印象が強いわけでございますが、新たにつくられた字部で補充する教官、そういう

方々はどういうふうな分野から人材を集めてくる

計画でございますか。

○遠藤委員 先生御指摘のように、教員の定員といふことにつきましては、基本的に従前の教

育学部の定員の枠といふものを引き継ぎまして構

想がされるわけでございますが、具体的な人事と

いう点につきましては、既に教育学部におきました

ても改組といふことも考えまして欠員の補充を行

わないでおるというような配慮もいたしました

う点につきましては、既に教育学部におきました

うニーズが強いわけでございますが、現在まで教育学部で勤務されておりました先生方のことも考慮まして、いきなり激しく学部編成を変えるといふことは難しい、したがつて、総合科学部というものができた、これは徳島大学総合化へのワンステップであり、さらに今後の見通しとしては法文、経済学部のようなものにだんだんと移行していくのではないか、そうしてもらいたい、こういうふうな県民の要請があるわけでございますが、文部省としてはどのように認識をされますか。

しかし、県民のニーズがそこにあるという御認識はぜひ深めていただきたいと要望するわけでもあります。

は、より充実した先生方がなつて、この総合科学部の先生方を採用いたしまして、この総合科学部という性格の学部を持つものに充実させていくべきだ、今地元からこういう要請が強いわけ

でございますが、大体そういう方向をお考えになつておられるのでしょうか。

○連絡委員 総合科学部は大学院を設置する御機
想は考えていらっしゃるのかどうか。

もう一点、総合科学実践研究指導センターは、それは仮称でございますが、そういうものをつくっていわゆる開かれた大学として機能をさせていく、この二つの重要な点がある、ありのようござ聞いておりま

が、それは一体どういうふうな具体的な機能をもつてゐるのか、この二点を確認させていただきたいと思います。

えますれば、学年進行が完成しました後、先生御指摘のように、優秀な教員の補充、充実ということが行われ、また全般的な教育、研究諸条件が整い、適切な計画が出されるということでございますれば、その時点で十分対応をしてまいりたいと いうふうに考えておるところでございます。
それから、センターのお尋ねでございますが、これは教育学部を改組する際に総合科学部と別に徳島大学のいわば全体のものとして大学開放実践センターといふものを設置をいたしたい、こういうことで大学が御計画になつたわけでございまして、そのねらいをいたしましては、徳島大学における教育、研究の成果を広く地域の方々、県民の方々に開放し、いろいろ成果を知つていただきたいと いうような意味で、例えば公開講座の実施でございますとか、各種の事業の地域との共催ですとか、というものを大学として図つていく上でのセンターにしたい、こういう考え方で設置が予定されておるものでござります。

御心配になつておられるという点につきまして、
は、私ども十分その御心配は理解できるところで
ございます。現在、鳴門教育大学は本来初等教員
養成のためのものとしててきておるわけでござい
ますけれども、そのような状況下におきまして、
鳴門教育大学で中学校教員養成課程を同大学の構
想の中での工夫をしてつくれないかというような御
検討も進められておるというふうにも伺つております
ので、そのような御検討も見守りながら、関
係の大学等とも御相談を今後いたしていきたいと
いうふうに考えておるところでございます。
○遠藤委員 中学校の教員養成課程を鳴門教育大
学にぜひつくつてもらいたいという要請は、かね
てから私ども何回も国会の場でも申し上げてまい
りました。いろいろその周辺の事情というものを
お伺ひいたしますときに、徳島県では、これは日
本全国の問題でございますけれども、中学校の先
生が余つてゐる、だから学部はなくともいいん
だ、そういうような論議も若干あつたようですが
いますが、私は、これは誤った考え方ではないの

たのが、まさに私のこの前の在任のことでした。いまして、現場を見に来いと言われたり、あるいは当時の徳島大学の教育学部長さん以下からいろいろなお話を承りました。そのお話し合いの中で、徳島県の教員養成に支障を来さないようにこなすればいいんだということで話が進み、その後、徳島大学の教育学部がなくなってしまったのではこれはいけないのではないかという別の角度の御議論もあって、今日この法案をお願いしておる学部のことになったと思います。結果といたしまして、新しい鳴門の教育大学の方に、学部としては小学校教員の学部のみでござりますから、学部の方で御検討をなされて、大学の意思として文部省の方にそのような中学校教員養成課程の問題等についてお話を参りましたたら、十分に受けとめて検討させていただきたい、このように思つております。

○遠藤委員 養護学校の教員養成課程にも同様のことが言えるわけでございますが、養護学校の教員養成課程がなくなつてしまいまして、この課程がないのは全国で徳島県だけになつてしまふわけでございます。徳島県には御承知のように盲学校、聾学校、養護学校が七校、分校あります。また、小学校、中学校には二百十五の障害児学級が設けられているわけでございますが、それらを担当します養護学校教員の後継者が絶えてしまうといふ心配があるわけでございまして、こうなつてしまふと、地元の不安は、全国一の障害児教育後進県になる心配がある、こういうふうに言つておられるわけでございますが、この養護学校の教員養成課程についてはどうにお考えになつておられますか。

○大崎政府委員 養護学校教員の養成につきましては、御承知のように、従前から小学校あるいは中学校、基礎的な免許状を持ちました上でさらに二十単位の必要な科目を修得するということが条件になつております。そのため、学部段階でそれだけのことを要求するのはやや過剰ではないかというような御意見も一部にあつたわけでござります。

○遠藤委員 入学定員三十名ということで、六十一年度から学年レベルで充実した養成を行つてはどうであるうかの御議論等もあって、今日この法案でお願いしておる学部のことになったと思います。結果といたしまして、新しい鳴門の教育大学の方に、学部としては十一名の教員という計画を立てております。それとも、このスタッフが、例えば東京学芸大学等と比べまして遜色のないスタッフといふことがあります。

○遠藤委員 そうすると、大学院の方にはおつきになつたけれども、学部の方には構想がないわけですね。これは将来ともないわけでござります。

○遠藤委員 そこで、現在、徳島大学教育学部の附属小学校、中学校、幼稚園、養護学校になる、このういうわけでござりますけれども、今私の方にも附属小学校、中学校の先生方からいろいろ御要望がございまして、やはり諸準備をしなければならない。法案が一日も早く成立をして準備に早急にかかるようにお願いをしたい、こういうふうな要請をたびたび受けているわけでございまして、こういう面からも、また、冒頭申し上げました受験生が入試が早急にできますように、早く行われるようにお願いを申し上げたい、強く要求いたしたいと思います。やはり五月上旬になります

○遠藤委員 教育大学に中学校教員養成課程をまづつくつていただいて、これは何年度になるかわかりませんけれども、可及的速やかにお願いをしたい。そしてまた、将来の問題ではござりますけれども、養護学校の教員養成課程も考慮していただきたい、このようなふうな要望をしたいと思うわけでござりますが、大臣、取りまとめていかがでござりますか。

○海部国務大臣 障害児教育というのは、一般的の教育アラスアルファの御苦労もやはり必要であるし、その資質も身につけてもらわなければならぬことも多かろう。また、そういうことを身につけてくださった方が養護学校の教員としてはふさわしいのではないかというので、今で

います。そういうような状況も踏まえまして、鳴門教育大学を構想いたします際に、むしろ大学院に障害児教育専攻というのを設けまして、大学院の受け入れを行つたところでございます。この問題等についてお尋ねをいたしましたが、それは何か全国に先駆けて非常にすばらしく。それは何か全国に先駆けて非常にすばらしくの定員が満たされ、そこで身につけていたぐどすぐれた養護学校の先生が徳島県では御誕生いただく。それは何か全国に先駆けて非常にすばらしこうのようには聞こえるのですけれども、なお先生の御意向も一遍十分勉強させていただきます。

○遠藤委員 最後に一問だけお願いをいたしましたが、現在、徳島大学教育学部の附属小学校、中学附属小学校、中学校、幼稚園、養護学校になる、このういうわけでござりますけれども、今私の方にも附属小学校、中学校の先生方からいろいろ御要望がございまして、やはり諸準備をしなければならない。法案が一日も早く成立をして準備に早急にかかるようにお願いをしたい、こういうふうな要請をたびたび受けているわけでございまして、こういう面からも、また、冒頭申し上げました受験生が入試が早急にできますように、早く行われるようにお願いを申し上げたい、強く要求いたしたいと思います。やはり五月上旬になります

○大崎政府委員 ありがとうございます。

○遠藤委員 ありがとうございます。

○大崎政府委員 ありがとうございます。

○遠藤委

準備を進めるための調査経費というのも計上いたしておりますので、現時点では八大学中さらに二

○池田(克)委員 将来、要するに、医療技術とは関係なしに、他の技術あるいは他の職種でも結構

○大崎政府委員 専修学校制度というものが、格にどうわれない、非常に自由な発想の中から国民の多様な期待にこたえていろいろな教育活動を開される。その中には非常にすばらしい成果を生む可能性を秘めておる魅力的な学校制度であると私はも基本的には考えておるわけでございます。ただ、文部省の立場から申しますと、国立学校の整備ということにつきましては、高等教育段階、特に大学、大学院あるいは高専というようなものをどのように発展させ、その中でどのような新しい芽を出し、伸ばしていくかということが、現時点では中心的な関心でもあり課題でもございまして、今の段階で国立の専修学校をつくるといふ計画は持ち合わせておらないところでございます。

○池田(克)委員 大学の入学資格を専修学校特に三年制の高等専修学校には与えたわけございません。臨教審の第一次答申を受けて具体的に答えがねます。答申を受けた一つのケースじゃないかと私は思つて出したたつた一つのケースじゃないかと私は思つてみますと、ま

今回の措置によりまして高等専修学校も一層活性化することが期待されているわけでございまして、私ども今後とも、後期中等教育の多様化といたいう観点から、重要な教育機関であると認識しておりますので、これらの振興について努力してまいりたい、こんなふうに考えております。

と、毎年毎年企業サイドから専修学校に対します採用計画というのもふえておる状況でございまして、昨年の調査で三〇%前後、ことしの調査でも二割程度採用計画がふえているというようなデータもございます。

まして、それで、例えは衛生施設のような単位互換というようなことの措置を講ずるということは基本的に無理があるのでないかといふうに私は感じておるわけでございますが、ただ、先生御指摘のように、専修学校の中にはそのような特色を生かして大学にまさるとも劣らないような立派

準備を進めるための調査経費というのも計上いたしましたので、現時点では八大学中さらに二大学につきまして短大化を進めるということを考えているというのが現状でございます。

○池田(克)委員 将来 要するに、医療技術とは関係なしに、他の技術あるいは他の職種でも結構ですが、国立で新たに専修学校をつくっていく、こういう構想というものがいいのか。なぜ私がこういうことを伺うかといいますと、専修学校といふものを見ておりまして、やはりそれなりの国民のニーズにこたえたものであろう、確かに私学で十ニ分それを充當していると言えますか、やはり国民の関心事として、専修学校というものが全部姿を消してしまうというののはいかがが、さもまたまな施策の実験もあるでありますようし、そういう意味で国立専修学校というものが何らかの形で将来つくられていってもいいのじやないか、私はこれぞいう感想を持つわけでございますが、これに

○池田(委員) 一般論でござりますけれども、専修学校は最近人気が出てきたというふうに言われておりますが、入学あるいは就職につきましてのどのようなデータを持つていらっしゃるか。私ども新聞報道で見る限りでは、大学の入学者が若干減るのに反して専修学校への入学者がふえているというような傾向を見聞きしております。また、入試におきましても割と簡単な入試ということが課せられておりまして、そうした意味では伸び伸びとした教育と申しましようか、そうした環境がこの部分には存在するのじゃないか、そういう面ではこれから期待していい分野じゃないかと私は思つておりますが、現状について御報告いただければと思います。

○國分政府委員 専修学校への入学の状況、就職の状況、それから試験のやり方についてのお尋ね校あるいは専門課程ひざむこおきましても、毎年ございます。

それから試験の方法でござりますか 私ども
全国的なデータをちょっと持つておりますが、
全体として申し上げますと、学科試験を行わない
で直接でござりますとか書類選考でござりますと
かというふうな形で入学者の選抜をやっていると
ころが全体の半分くらいあるのではないだろうか
というふうに見ておるところでございます。

○池田(克)委員 臨教審の「審議経過の概要」に
は、「民間において社会の需要に応じて必要な人
材を創意工夫を持って教育を行つている専修学校
については、その一層の活性化を図るために、高等
教育機関などとの間の編入学など各種の振興策を
検討する必要がある。これらを含め、専修学校
やいくつかの大学校について高等教育機関として
の位置付けを検討することも必要であろう。」こ
う指摘をしておりまして、そのほかにも随所に活
性化というものがうたわれているわけでございま
す。

文政書院藏本

な教育を実施しておられるところもあるわけでもござりますので、そういうような個別の事例、ケースにつきまして、大学との間の協力連携ということを密にするということについての工夫は、今後の教育改革を進めていく過程での一つの課題として、私どもとしては検討させていただきたいと思つておりますのでございます。

○池田(克)委員 同じく臨教審の「審議経過の概要」の初中教育の中には、「勤労体験学習を行なうため、『課題研究』などの導入により、生徒の多様性や興味・関心に応えるとともに、主体的・自発的学習意欲を高める措置を推進する。」あるいはまた「職業教育については、生徒の多様性に応じ、学校・学科間をこえた履習・単位互換ができる措置の推進を図るとともに、連携の拡大を図る。」こううたわれておりますて、これは「審議経過の概要」ですから、これから答申が出る一つのベースだと思いまます。しかし、認識はかなり一致したものがあるだろうと思うのです。

四庫全書

が、いかがでしようか。
○高石政府委員 御指摘のとおりでございまして、高等学校レベルにおける教育の多様化、彈力化は一層進めなければならないと思っております。特に職業教育を中心として行つております職業高校のあり方につきましては、今御指摘のような試みが既に現行制度の中でも行われている総合

性高等学校というような形のものもござりますし、それから各高等学校との単位の連係といふこともござりますし、それから専修学校との単位の互換、こういうようなことも現に行われているわけでござります。もつとこういうものの機会を多様にし弾力化していくことが必要であるという認識を持つておられるわけでございます。

○池田(克)委員 時間ですが、関連してあと一問だけ。

要」ですから、これから答申が出る一つのベースだと思ひますが、しかし、認識はかなり一致したものがあるだらうと思うのです。

我が党の教育政策の一部でございますが、現在の工業高校とか商業高校、あるいは農業高校もそうです、職業高校の行き方というものは工夫する必要があるんじゃないかと思うわけでございまして、都市におきましては普通高校が中心で、工業あるいは商業、農業はどうらかなど従みたいな、従といふと大変失礼な言い方になりますけれども、若干評価に格差があるという認識を持つております。これは改善すべきだ。むしろ、そうした職業高校というものを複合高校のようなものにして、普通教育をベースにし、必要に応じて職業教育と単位を互換した上で双方がそれぞれ生きていける、こういうふうにした方がいいんじゃないいか。普通高校に入つても十分に学習意欲がわから

卷之三

いのではないか。一方でただいま御指摘のような要請もあるわけでござりますので、この辺をどう考えていくか、やはり慎重な検討が必要であろうというふうに考えております。

ただ、私どもも教員の資質向上ということは大変重要なことであると いうふうに考えておりますので、若干ではございますけれども、少しつつ専

○青木委員長 午後三時十二分開議
す。

新編
文選

質疑を続行いたします。三浦隆君。

つと教育形態も整えて、とうとう創立二十周年のところまで大学入学資格を付与されるまでに成長されたかといふのは、私にとっては一つの大きな感慨でございます。

同時にまた、御指摘のように、今社会の職業の分野と申しますが、それぞれいろいろな新しい進展が行われてまいりますと、物によつては今までの大学教育とか高等学校教育で十分に負担し切れなかつた分を専修学校がきちつと受け持つて、そういう人材を世に送り出しておるといった業績も認めざるを得ないわけでございます。そういうたるもののが今度は両方ともに相互依存関係を深めて、お互に補完し合うと申しますか、お互に力を

卷之三

○池田(克)委員　ついでに、終わります。

○青木委員長　この際、休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

ないという子供たちもいますので、そうした人た
ちにとつては、職業的な履習というものは学問的
な関心を呼び起こす一つのきっかけになるんじや
ないかというふうに私は考えまして、いわゆる後
期中等教育レベルでも相互互換というものは十分
考えられるのではないか、こう考えております

ただいま御指摘の教員の資格につきましても、大学等の例よりもかなり緩やかになつてゐる点は御指摘のとおりでございますが、教員資格につきましても、設置基準全体との関係で、専修学校のただいま申し上げました持ち味あるいは特性といふものを殺さない形で考えていかなければならぬ

合させてよりよい教育目的を達していくということは大変結構なことでありますので、先生が専修学校に対して持つておつていただく質問の背景に流れます温かさといふようなものを、もう少し行政の方でもきちっと受けとめまして、少しでもそれが結晶していくようにこれを育成し健全に育て

第一類第六号 文教委員會議錄第六号 昭和六十一年四月十一日

つは、社会的に情報関係の技術者不足ということ
が非常に深刻な状況になつておるわけでございま
すが、同時に、九州の飯塚におきまして、かねて
から長い懸案でございますけれども、工学系の教
育研究機関を地域の実情に応じて整備をしたい、
こういうことを背景といたしまして、かなり長い
準備を経まして、このたび創設をお願い申し上げ
ております。いかがおもな、第三点の岡山大学の医療技術科

ものを最大限に見直し、活用しながら、その充実整備を図つてまいりたいことを、一般論といたましましては、基本的な考え方として持つておるところでございます。

請というのも踏まえ、看護婦その他医療技術者の質の向上、地位の向上を考えまして、短期大学への切りかえということを進めつつあるということをございます。

まで厚生省の保険にもあるいはしなくなかったものですが、昨今、東洋医学という見地がかなり評価され直して、だんだん見直されてきていると思います。そうすると、西洋医学のほかにも東洋医学という専門的な、医学部というか勉強の機会もあるはあるやもしれない。それに関連して、こうした人々に対する文部省の教育もあるいはある

それからなお、第三点の岡山大学の医療技術短期大学部につきましては、従来専修学校を中心とする医療技術者の養成を行つておつたわけでございま
すが、医学、医療の高度化ということに伴いまし
て、短期大学という形でさらにその水準の向上を
図らせていただきたいということで、これもある
意味では従来の専修学校の改組発展という形でお

○三浦(隆)委員 実は そうした個々の御説明は
書かれておりますので大体了解しております
質問の趣意は、なぜ国立校に依存しようとしない
ればならないのか、その趣旨はどこにあるのか

臣からお答えいただければ、こう考えたのです
が、いかがでしようか。
○大崎政府委員 言葉が足りないで恐縮でござい
ますが、個別のことと離れまして申し上げさせて

いただきますと、国立大学の役割といたしましては、例えば地域の均衡というようなことを考えまして、私学にお願いをするということは非常に難しい地域というのが全国的にいろいろあるわけですが、でもございまして、あるいは自然科学、技術系統で多額の経費を要する分野につきまして、やはり国立大学がその責務を果たすということも重要な観点でもございます。その他、国としての教育、研究の責務を果たします上で、既存の組織といふ

整備を図つてまいりたいことを、一般論といたしましては、基本的な考え方として持つておるところでございます。

○三浦（隆）委員 ちょっと質問の要旨と違うようではありますけれども、先に進むことにいたしました。

それでは、岡山大の医療技術短大の創設に関連してお尋ねしたいのですが、資料の大ページのところに説明があります。「現行では、医療技術者の養成は各職種とも厚生大臣の指定した養成所（施設）が圧倒的に多く約三分の一以上を占めている。」というふうに書かれてあるわけであります。そうしたときに、ならば、今なぜ文部省によつて特に医療技術短大を創設しなければならないのか、なぜここに支出しなければならないのか、そういう点はいかがでしょうか。

○大崎（政府委員） 先生御承知のとおり、いわゆるパラメディカルと申しますか、医療を助ける多くの専門職種がございまして、厚生省がその資格等も定めまして、できるだけ質の高い専門家の養成ということに取り組んでおるわけでございます。それで、例えば看護婦を例にとりますと、かつては看護婦養成あるいは准看護婦養成というのはいわゆる養成所と称されておる施設で行われるということになつておりますと、現在もなお、たゞいま先生御指摘のように病院附属の看護学校あるいは医学部附属の看護学校というようなところで実施もされておるわけでございますが、ただ、看護婦の重要な専門的使命、それから地位の向上という点から、看護婦、准看護婦の養成も正規の学校で行つてほしいという関係者の強い要請もありますと高等学校段階での看護科というようなものの整備を進めてまいつたわけでございます。そういうことで、厚生省も含めまして関係者の御願いをして、順次、看護短大、あるいは准看護婦でござりますと高等学校段階での看護科というようななもの

請といふのも踏まえ、看護婦その他医療技術者の質の向上、地位の向上を考えまして、短期大学への切りかえということを進めつつあるということをございます。

○三浦(隆)委員 同じくこの資料の三十三ページを見ましても、医療技術者養成制度の一覧表がありますが、いろいろなものがあるわけですね。これを例えればすべて文部省でやつた方がいいのだということになると、今説明にありました看護婦さんはその他の限らず限なく広がってしまうじゃないか、本当にとどまるところなく広がってしまうじゃないか。では、これからどこからどこまで広げていこうとするのか、その制限というか枠、限界というのはどの辺に押されておられますか。

○大崎(政府委員) これは具体的には厚生省と十分御相談をしながら進めなければならない問題だとは思っておりますが、一般的に申し上げますと、それぞれの専門職の養成をする内容が、狭い意味での職業訓練的なものとして考えることがふさわしいか、あるいはそういうものを取り入れたいわば一般的な学校の専門教育ということで構成し得るかということを、その都度それぞれの職種について専門家の先生方の御意見も伺いながら判断をさせていたただくことが一般的なり方でございまして、御指摘のように、ここに列挙しておりますと技術者の中には、そういうふうな観点から今の時点では学校教育になじまないものもあるのではないかという感じもいたしておりますところでございます。

○三浦(隆)委員 同じく資料の六ページに、「法制化されている医療技術者」として「看護婦、助産婦、保健婦、准看護婦」のほかにたくさん列挙されております。「診療放射線技術師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、精神能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師」とあるわけでございます。

こうしたときに、例えばあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師といったようなものはこれ

までの厚生省の保障にもあるいはしなしまなかつたものですが、昨今、東洋医学という見地がかなり評価され直して、だんだん見直されてきていると思います。そうすると、西洋医学のほかにも東洋医学という専門的な、医学部というか勉強の機会もあるいはあるやもしれない。それに関連して、こうした人々に対する文部省の教育もあるいはあるかもしれないというふうに考えてみますと、これまでの法制化されているものだけでも、文部省がだんだん枠を広げるととまり得なくなるのではないか。もちろん、文部省予算が幾らでも限りなくあるようであれば決して否定するものではないし、かえつて望ましいことかもしれません、限られている予算というふうに考えてみると、広げ過ぎるということは相対的に他の分野が減っていくことでしょうから、新しくやることがこれまでのものを減らすことにつながるとすると、これはより慎重に対応していかないと後々困ることになるのではないかなと私は感ずるわけです。

そのほかに、現在法制化されていないもので医療技術者としては、医療ソーシャルワーカー、言語療法士、臨床心理士、細胞検査士等がありまして、これらの法制化されていない分野の人々も、福祉の充実強化、発展とともにこの人々の分野も今大変専門化されてきていると思うのです。そうすると、これもいざれか法制化されてしまりとした養成をしないとまずい時代が来るのではないかと思います。すると、これもまた厚生省でなく文部省の方がだんだんいろいろと手を広げていくと、さらにさらにいろいろと広がることのみがあえてきやしないかということをおそれるわけであります。

そんなことで、特に最後の法制化されていない医療ソーシャルワーカー等に対して、今の文部省としてはどのようにお考えでしようか、お尋ねしたいと思います。

○大崎政府委員 全般的に、医療関係の技術者養成のあり方につきましては、私どもは厚生省と十分な連絡をとりながら取り進めておるところでござ

ざいまして、いたずらに学校教育の範囲を拡充するということやつておるわけではございません。ただ、関係者の御要請あるいは水準の高度化というような観点からの御申請が、これは国立に限りませず、先生御指摘になりました例えはり師、きゅう師といふものについて、私立の鍼灸大学をつくりたいというお申し出等も受け実現したというような経緯もございまして、個々の個別事情を総合的に判断しながら対応させていただきたいと思っておるところでございます。

お尋ねの医療ソーシャルワーカー、言語療法士といふ職種につきましては、厚生省とも連携をとりながら状況伺いもしておるわけでございますが、医療ソーシャルワーカーについては、必ずしも一つの定型的な専門職として厚生省でもはつきり把握しておられない状況にあるのではないか、

したがつて、私どもとしても今の時点で養成のあり方について判断できる状況にはないというが現状でございます。また、言語療法士については、

現在非常に重視されつつあると伺つておりますが、国立の身体障害者リハビリテーションセンター等で現在養成がなされていると承つております。もう少し専門職のあり方というものの確立の仕方あるいは内容等の成熟度等を見ながら、厚生省とも十分に御相談して考えてまいりたいと

いうふうに思つておる次第でございます。

○三浦(隆)委員 法制化されている医療技術者の看護婦さん、助産婦さん、保健婦さん、准看護婦さん、「婦」という字ですが、いずれは男性もここに携わる人が出ると考えますと、「婦」という字

は「士」と男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえると変わると思うのですけれども、さて、ここに侍の「士」という字と師匠の「師」と二通り書いてあるのですが、この違いはどこにあるとお考えで

しようか。

○大崎政府委員 この名称について法律の所管省でござります厚生省に確認いたしたわけござりますが、厚生省としては特段の使い分けを意識してはしていないとのことでございます。

○三浦(隆)委員 この国立学校設置法の改正です

が、来年以降もこういう法が改正されるとするならば、今後の年次別の改正の見通し、今の状況で

それで、私どもいたしましては、いずれもある

地位にある者を示す言葉として用いられていると

いうことでそれぞれ名称の中に取り入れられて

いるのではないかと存じますが、ちょっと不勉強な

ものでの的確なお答えができないで恐縮でございます。

○三浦(隆)委員 これについては大変著名な方の

かなり詳しい解説がございますけれども、時間の

関係がございますので先に進みたいと思います。

さて、徳島大学総合科学部の創設に伴いまし

て、改組及び学生の受け入れがこの六十一年四月

一日となつてゐるわけですが、この法案が出され

た日時と四月一日とでは余りにも切迫し過ぎてい

たと思ひますので、この種の法案を提出されると

いかにももう少し早目に提出された方がよいのではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○大崎政府委員 御指摘の点は私どもとしても十

分考え方でございませんが、この法案が出来

る次第でございます。

ただ、本件につきまして若干御説明をさせてい

ただきますと、総合科学部の改組の一つの大きな

動機となりましたものが、鳴門教育大学の学生受

け入れの期日、既にお認めいただいている大学で

ございますが、その受け入れ期日が六十一年度か

らになつておるということがございます。それで

実は六十一年から徳島大学の教育学部の改組をお

こなして、願い申し上げたわけでございます。ただ、教育学

部の改組、転換というのはかなり大きい問題でも

ございまして、学内の意見統一、学部内の意見統

一に手間取りまして、昭和六十年度の概算要求に

お願いができなかつたというような事情が片やあ

り、また、ただいま申し上げました鳴門教育大学

の関連、あるいは大学なり地域の御要請というよ

うなことも勘案をして、恐縮でございますが、こ

ういうことでお願い申し上げた次第でございます。

○三浦(隆)委員 この国立学校設置法の改正です

が、昭和五十二年度にピーケを迎えた昭和五十二年

度にピーケを迎えてからだんだん下がりました

て、昭和六十年度、昨年度三十一万二千五百二十

わかるだけで、どうなつておりますか。

○大崎政府委員 国立学校設置法の改正につきま

しては、御案内とのおり、各年度の予算でまず認

められるか認められないかということが前提とし

てございまして、今の時点で、来年度の概算要求

あるいはそれが予算編成過程でどう取り扱われる

かといふ見通しが立つておらないわけでもござい

ますので、具体的な名称を挙げてのお答えは難し

いわけございますけれども、従来準備調査費等

をいただいております例えば身障者短大の問題で

ござりますとか、幾つか準備を進めているもの等

につきまして、できればお願いをしたいものだと

いう希望としては現在持つておるところでござい

ます。

○三浦(隆)委員 次は、法改正に関連する高等教

育の問題についてお尋ねをしたいと思います。

○大崎政府委員 先生御指摘の数字のとおりのよ

うな状況があるわけございますが、実はこの間

にときましても私立大学の拡充ということは続け

られているわけございまして、入学定員で申し

ますと、昭和五十二年度に三十二万台でございま

しましたものが昭和六十年度には三十七万というこ

とで、かなりの増加は示しておりますが、今は

まだ、先生御指摘の数字は実数でございまし

て、入学定員が私立の場合にふえてるにもかか

わらず実員が増加をしないという状況が見られた

というふうに御理解をいただければよろしいので

はないかと存じます。

○三浦(隆)委員 その幾つかの要因があろうかと思ひます。その要因といつましても、一つは、私立振興助成法あるいは高等教育計画の考え方といつましても、一時期非常に急速に拡充をいたしました私立

大学を中心としたいたしまして、やはり量的な拡充よ

りは質的な水準の向上ということに重点を置くべ

きではないかという基本的な考え方方が強く打ち出

されました、その線に沿いまして、文部省あるい

は各大学におかれましても、かつて非難されまし

たいわゆる水増し解消と申しますか、入学定員の

超過の解消ということに努力をされました、その

結果、先ほど申し上げました昭和五十二年度と昭

和六十年度を比較いたしましたと、私立の定員の超

過率が一・五五倍から一・二六倍といふことに改

善されたというようなことが背景にある数字であ

るわけございました。

ただ、また六十年からの急増期を迎えまし

て、私立大学がこの際積極的な対応をしたいといふことで御計画のものがかなりございますので、

の先なおある期間下がり続けるということが推定をされておるわけでございます。

つくられると、私学の方としては切り抜けが經營上大変に難しくなつてくるのではないかといふ

すので、私学がそれぞれ内容の充実、質の向上、実員から定員への接近、教育の質の充実、いろいろな問題がござります。

○**補(築)委員** 量的なものよりも質的なものを予想しておるところでございます。

どう確保するかというとにつきまして、大学設置審議会に御検討を煩わしたわけでございます

私学の割合もこのところ大変に困った状況にあるだろうというふうに思いました、ぜひ文部省もそ

ますから、私はそうだろうと見ておりますけれども、そうでない場合には、私学振興助成法なんか

向上させていこうというのは、そのとおりでいいんだろう。確かに私学が何倍もとっていたのを抑えていくという形をとつておりますが、それにしましても、昭和五十二年から六十年というのは明らかな減少を示しているということですね。そし

が、その結果といたしまして、ピークの時点でも昭和五十八年度の高等教育進学率でございます三五%程度のものは確保いたしたい。そのためには八万六千人の定員増が必要でございますが、先生御指摘のその後の急減ということを考えますと、

の点を御勘案いただきたいと思います。
そこで、大臣にひとつお尋ねしたいのですが、今までの、私の若干触れてみました、国立がだんだん伸びてきている、私学が何となくだんだん今低下——低下というかどうかわかりませんが、ち

のところでもう少し我々政治家が努力をして、皆様にも御理解と御協力願いながら、私学助成の方で、経済負担によつて減つていくというようなことがあるとすれば、それは歯どめをかけていかなければならぬな。ただ、養成する必要な分野につ

てそれが、先ほど言つたように國立と比べると極めて顕著な違いを示している、これは動かないことだらうと思います。ただ、今度入学者數と卒業者數をどう抑えていくかというは、今度はその学校のあり方、今後のいろいろな考え方があつて一律にはどちらがいいとも言い切れないかもしれません、私が質問したかつたのは、この表を見て國立の増に対しても私学が減だなということが目についた、こういうことであります。

恒常的な定員増で対応をするのは不適切であるということです。臨時的な、つまり期間を限りました定員増ということを加味をいたしまして、それで対応するということを基本的な考え方としたわけでございます。これは、国公私立を通じまして全体の必要数の八万六千人のうちの約四万四千というものは臨時に期間を限つた定員増で、ある期間が過ぎればまたもへ戻す。で、既存の施設設備等を十分御活用いただき、また基準の運用等も

よつと伸び悩んでいるようのように思うのですが、日本はの国として、文教政策として私学に対する位置づけ、今後私学いかにあるべきかという点に対して、大臣の御見解をお尋ねしたいと思います。

○海部国務大臣 御承知のように、日本は、特に高等教育の分野に限つて見ますと、諸外国と比べましても私学が果たしてきた役割、私学の受け持つべき人材養成は大きっぽいに言って全体の八割と今も見ておついいだろうと思ひますけれども、者外國と比べて國公立よりも私学に頼つたと

きましては私学に任せないで国がきちっと責任を持たなければならぬ問題や、それなりにいろいろなお金がかかり施設がかかりするようなもの等もありましようから、そういう面は、中長期の物差しで、将来、御指摘になりました人口構造の変化等も踏まえて十分に検討していくかなければならないことは当然でござりますけれども、その中でも私学の果たす役割というものを大切に眺めていきたいと私は思つております。

もう一つ、関連しまして、今度は国立
研究所を設立する
超えまして、しばらくの間は国立も私立も子供たる
ものというか受験生の増に伴いましてふえるかと
思うのですが、しかし、やがて人口にピークを打
ちますと下がっていくわけです。これも資料の三
点でありますと下がっていくわけです。

総和をいたたきまして、名方當は御用大したくなくして、このことで計画を進めておるところでござります。その間にも残りの四万二千程度は恒常的定昌増にならうかと思ひますが、それは将来減りまして、た時点で、先ほど申し上げましたように、定員員長が、ついでに、さういふ二文書を見ますれば、

この歴史的な発想に基づいて今日の私学の姿があつたから、やはり國も大切だけれども、それよりも私学が建学の精神や建学の理想やいろいろな個性や特色のある教育をした方がいいという、そういうのは、明治維新前後の日本の開国の歴史の中から、

学を大切にしたいあるいは私学助成のことも十分に考えたいということをぜひお願ひして、質問を終わらさせていただきます。

十五ページに大麥餅やかに載せておりまして和六十一年度のところから例えれば昭和六十七年度と比べますと、ここのこところはずっと山でだんだん上がつております。まずはここまででは国立による私立にしてどんどん定員を上げていっても経営的にもまあまあ大丈夫なところだろうと考えますが、以後ずっと昭和七十五年までの予測のこところを見ますと、かなり急速に下がつてきてしまう

正なところに落ちつくのではないかといふのが、一応の見込みとして審議会からもちようだいし、私どもも指針としておる考え方方でございます。
○三浦(隆)委員 今のお答えにもありましたように、人口がどんどんふえてきてはいる、入学者のふえていくときには積極的な対応をして、入れ物みやし人もふやしても大丈夫だと思うのですが、

たのだ、私はこう受けとめております。全体として見ますと、国だけで教育するよりも私学がいろいろなタイプの人間を教育していく方が、それ自由な個性が伸びていいわけでありますから、私は基本的には私学というものを大切に考えさせて、私学が伸びていってもらいたいと願つておる一人でございます。

の問題につきましてお尋ねをいたします。
徳島大学の教育学部を改組いたしまして総合科学部を設置するのは、最近の改組の例には見られないケースだと思います。全国的には広島大学と大阪府立大学に総合科学部がございますけれども、今回の場合とどのような類似点、相違点があるのか、御説明をいただきとうござります。

という感じであります。そうした高等教育人口の急減化に対する対策として、文部省は、国立あるいは私学に対してどうお考えなのか、お尋ねをしたい、こう思います。

○大崎政府委員 御指摘のとおり、六十七年の二百五十五万という数をピークにいたしまして、七十五年には百五十一万人まで下がりまして、さらに

それがもう目に見えて間もなく減るのがわかつてゐるとなると、今新たに新設をしてしまふと、今までそれが急減期になつても、まさか雇つた人をわかにやめていただくというわけにもいかなからず、こう考えて臨時の措置をとられるというのも、今後のあり方として基本的にあるのぢやないか。むしろ、恒常的につくることが國立を優先に

ただ、御指摘のように、国立がどんどん伸びてきて、私学の方が横ばいではないか。その理由の一つに、いろいろあります。うけれども、もし私学へ通つておると国立へ行くよりもお金がかかるからという理由が結果としてそういうことにあつておるのだとするなれば、私どもの気持ちちやうど願いとちよつと離れた結果になるわけでございま

○大崎政府委員 御指摘のよう、総合科学部といふ名称の学部は比較的新しいものでございまして、御指摘の広島大学、大阪府立大学に設置をされました総合科学部は、かつての一般教育を担当しておられました教養部を母体として設置をされたものでございます。そういう沿革から、人文、社会、自然の諸科学の幅広い分野にわたりましての

の問題につきましてお尋ねをいたします。

徳島大学の教育学部を改組いたしまして総合科学部を設置するのは、最近の改組の例には見られないケースだと思います。全国的には広島大学と大反対立大学と総合科学部がござりますけれど

も、今回の場合とどのような類似点、相違点があるのか、御説明をいただきたいございます。

○大崎政府委員 御指摘のよう、総合科学部といふ名称の学部は比較的新しいものでございまして、御指摘の広島大学、大阪府立大学に設置をされました総合科学部は、かつての一般教育を担当しておられました教養部を母体として設置をされたものでございます。そういう沿革から、人文、社会、自然の諸科学の幅広い分野にわたりましての

教育、研究を行うという点では徳島大学の構想と相通するものがあるわけでございますが、広島大學、大阪府立大学の場合には、さらに大学における一般教育の中心的な責任も担うというような役割もあわせ有しておるところでございます。

○藤木委員 私は、徳島大学の総合科学部がユニークな学部として充実発展されることを願つております。文部省としましては、予算上の措置も含めてどのような対応をしていらっしゃいますか、お聞かせをいただきたいと思います。

○大崎政府委員 総合科学部の母体となりました教育学部は、その学部の性質上、教員の組織あるいは設備施設の状況等も幅広い分野にわたって既に整備をされておるところでございますので、そのような既設の施設設備、スタッフというものを十分御活用いただき、新しい御構想を練つていただいておるところでございます。ただ、午前中の御質疑にもございましたように、新しい学部の教育、研究を担う上で新たな専門分野のすぐれた先生方をお招きをするというような必要は当然あるわけございまして、これにつきましては、大学が既にこれまでの教育学部の運営の中で欠員を留保する等の方法によりまして、相当数の新採用の枠といいうものを確保しておりますので、そのような枠を活用して新しい優秀な先生方が参加をされるというふうに承知をしておるところでございます。

なお、設備につきましても、少額ではございませんけれども昭和六十一年度予算において千六百万ほどのお算置をとりあえずいたしてございまして、さらに今後引き続き同学部の目的等に照らしまして充実整備を図つてしまりたいというふうに考えておる次第でございます。

○藤木委員 この総合科学部は教育学部をしておるというのは今もおっしゃつたとおりでございますけれども、従来の施設設備などの活用だけでは十分な機能が發揮できる状況ではないと私は存じております。教育学部の教育の話を伺いますと、基本的には二つの問題で頭を痛めているらしい

やるようでございますね。一つは、実質的には新しい学部をつくるのに匹敵するような内容となる点でございます。したがつて、一年目は教員で、二年目からが深刻でございます。総合科学部として機能し得る施設設備の確保をどうするかという問題がございます。二つには、教育学部生もいるわけですから、総合科学部との関連でカリキュラムをどう組むか苦慮しているという問題でございます。

そこで、私は、総合科学部の各条件整備についてただしておきたいというふうに思います。先ほ

ど新設学部に近いと申し上げましたけれども、例

えば文化コース、社会科学コースといいまして

も、本来徳島大学になかったコースでございま

す。それを基礎科学コース、数理科学システム研究

など、情報処理機能も現実にはないわけでござ

りますから、電算機やソフトウエアの端末機など

これはやはり設備しなければならないわけでござ

ります。これらは学内協力態勢でしのげるほど単

純なものではございません。今から必要な施設設

備の整備に取りかかることが重要だと存じます

が、大学からの要求に対しても積極的にこたえる

べきではないか、このように考えておりますけれども、その点はいかがお考えでございましょうか。

○大崎政府委員 新しい学部に衣がえをしたこと

でもござりますので、教育を展開していかれる上

でいろいろ思われる需要その他も生じてくるかと

存じております。そのような意味では大学側の御

要請というものを十分承りましてできる限りの対

応はいたしてまいりたいと考えております。

○藤木委員 できる限りというのを、これしかで

きないということではなくて本当に存分に要望に

こたえていただきたいと思います。

もう一つ、臨時のにはプレハブも必要になつて

こようかということも考えられるわけですが、ど

も、そのような場合につきましてはどうでござい

ましようか。

○大崎政府委員 今段階ではプレハブの必要性ということは私ども大学の方からは聞いておりませんので、現有施設で対応していただけるものと、今後このような最悪の事態を起さないと言ふふうに理解いたします。

○藤木委員 いずれにいたしましても、今回の改正が四月一日から法律施行ですけれども、徳島大学の総合科学部は、法成立が大幅にずれ込むために四月下旬に入試が実施できるかどうか、これさえもおぼつかない状況のようでございます。また、附属の学校についても、先ほど他の委員からの御質問にお答えがありましたように、同様の危惧を抱くわけでございます。このように法施行が延びて入学試験さえまだ実施できない事態を招くようなことをしてはならないと考えるわけですね。実際に受験生が被害を受けているわけですから、今後このようなことが二度と起こらないよう、よくお見えになつて法案を提案すべきではないかというふうに思いますけれども、その点、もう一度この御決意を伺つておきたいと思います。

○大崎政府委員 先ほど御説明を申し上げたところでございますが、鳴門教育大学の学生受け入れとの関連あるいは大学及び地域住民の要請等を踏まえますと、ぜひ六十一年度から設置をお願いしたいという事情があつたわけございますが、片や教育学部にとりましては非常に大きい改組、転換という事業でもござりますので、学内の意見統一が前年度には間に合わなかつたというような状況もございまして、このような提案をさせていただいた次第でございます。個別のケースにつきまして申し上げますと、一般教育担当教員につきましては、入学定員二十人増につきまして是一名、専門教育担当教員につきましては、人文社会学科系入学定員十人増につき一名、自然科学系につきましては入学定員五人増につき一名ということです。専門の教員の定員増はどのようになされておりますか、お伺いをいたします。

○大崎政府委員 教員の手当でございますが、六十一年度の臨時増募に係る教員につきましては、六十二年度以降の学年進行による措置も含めまして申し上げますと、一般教育担当教員につきましては、入学定員二十人増につきまして一名、専門教育担当教員につきましては、人文社会学科系入学定員十人増につき一名、自然科学系につきましては入学定員五人増につき一名ということです。専門の教員の定員増をいたしておるところでござります。

○藤木委員 一般教育は学生二十人に一人、社会科学系十人に一人、自然科学系五人に一人といふ計画でござりますけれども、そのとおり進みます

でしようか、その点をお伺いしたいと思うのですが、一般教育だけじゃなくて専門になりましても

きちんと計画どおり保障すると確認させていただ

いてよろしくございましょうか。

○大崎政府委員 これは学年進行に伴うものではございますが、やはり制度といたしましては毎年

毎年の予算を通じて確定をする性質のものでござ

ります。ただ、私どもといたしましてはいわば優

先的にそのような計画が実現できるように努力を

いたしたいと思つておるところでございます。

○藤木委員 每年の予算要求で決定をしていくと、いちだけに不安定要素も随分大きいわけですね。たしか六十一年度の予算の場合でも文部省の御要求どおり認められたということではない点を私は大変危惧するわけでございます。ですから、その点で本当にそれを保障するというお約束をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

○大崎政府委員 現行の予算の単年度原則という点を前提といたしました上で、私どもとしては最大限の努力をいたしたいと思っております。

○藤木委員 全力を挙げてお取り組みをいただきますようにお願いをいたします。

臨時増募をしております大学では、増員教官の人事はどのようになされているのでしょうか。なかなか苦慮していると伺っておりますけれども、把握していらっしゃれば御説明をいただきたいと思います。

○大崎政府委員 臨時増募に伴いまして措置された教官定員につきましては、学生の増員が行われました学部の教授会におきましてそれ適切な人事の選考を行い、採用を行つておるというふうに承知をいたしております。

○藤木委員 募集から随分大変だというふうに私伺ております。有資格者はいるけれどもなり手がないとか、また、教官があえても建物が大きくならないためにカリキュラムを組むのに非常に苦労しているといったようなことを伺っておりますけれども、その点は文部省としては把握していらっしゃいますでしょか。

○大崎政府委員 臨時増募に伴う定員措置を活用しての採用につきましての具体的な苦情というのは、私ども承つておりません。

○藤木委員 私の方では伺つておりますので、ぜひひとつお調べもいただきたい、一度把握をしていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでござりますか。

かる機会等もございますので、状況等につきましてはいろいろお聞かせをいたくようになつたと思つております。

次に、臨時増に伴う教員の身分保障についてお伺いをいたします。

増員分は定員外の別枠で予算が組まれておりますけれども、急増期が終わる七年先はどうなりますでしょうか。

○大崎政府委員 臨時増募に伴います定員措置につきましては、これは学生定員の増に伴う措置でありますけれども、急増期が終わる七年先はどうなりますでしょうか。

○大崎政府委員 臨時増募に伴いまして增加された教官定員の枠で採用された教員の身分保障といふものと直接関係するということではございませんで、臨時増募に係る採用教員につきましても公務員制度上の身分保障といふものは他の教員と同様にあるわけでもございませんので、当該大学あるいは学部、さらには国立大学全体の定員といふものの枠の中で個々の教員の身分保障はなされるというふうに御理解をいただければありがたいと存じます。

○大崎政府委員 まだ将来の話でもございますし、個々の大学の実情によりましていろいろ変化もあるうかと思いますが、例え一例を挙げますと、恒常に置かれております定員といふものを用いまして任用されております先生がおやめになつた機会にそのポストにお移りになるというようなことも一つの対応ではないかというふうに考えております。

○藤木委員 では、特段に創意工夫をするあるいは大学の努力をするようにというようなことは、通知などはお出しになつていらっしゃらないわけですか。

○大崎政府委員 特段通知等は出しておりません。もちろん将来現実に定員減を行わなければなりません。もちらん将来現実に定員減を行わなければならぬというような状況のもとで、個々の大学につきまして具体的な不都合等が生じますれば、私ども事前に十分いろいろ御相談申し上げる用意はあるわけでございますし、また組織の新設、改廃といふものもあるわけでございます。そういう全体の動きの中でも教員の身分保障といふものが全体の枠の中で確保されるというふうに御理解がいただければよろしいのではないかと思います。

○大崎政府委員 教員の採用人事は大学が行う、そうですね。しかも講師などではなくて教授、助教授、こういう正規の教員として採用していますし、予お聞きをいたします。

○大崎政府委員 昭和六十一年度、私立大学では臨時増募は何人になつておりますでしょうか。

○藤木委員 大学の臨時定員増は、大学が約一万二千人、短期大学が約一万七千人、合わせて約二万九千人の増員の認可を行つたところでございます。

○藤木委員 そうしますと、臨時増募、国公私合われた七割ぐらいですか、私学で持つことになるのは。しかも、問題は、受け入れ大学も大手の私学はなかなか渋くて中規模以下が多いと言われておりますけれども、そのあたりの実態はどのようなものでございます。

○藤木委員 今のお話では、既にいらっしゃる先生が定年になつて出られた後のポストにつくとやいましたけれども、しかし、中にはこの際、定年間際の人を雇うというようなことが現実に採用の対象になるというような御苦勞もしていらっしゃいます。

○大崎政府委員 御指摘のとおり、大学につきましては千人以下の規模のものが約七割、短期大学については五百人以下の規模のものが約八割となっております。これは一つには、臨時定員増といふ從来にない対応でもございますので、学内あるいは法人内の意思統一といふことが比較的やりや

は、その後の国立大学のコンピューター関係の体制の整備というものがどう進んだかについて、ちょっとお教えをいただきたいと思って質問いたします。

別に国立大学だけじゃなくて、私立の大学も、あるいは大学に限らずさまざまな研究機関のコンピューターのデータベースというものが、有効に相互に関連づけられて活用されなければならぬことは言うまでもないのですが、とりあえずは国立大学について絞って伺つていこうと思っているわけです。

去年の六月五日に伺いましたときに、国立大学のコンピューター関係については、情報処理教育センター関係は文部省の高等教育局技術教育課、それより上のクラスの情報関係のセンターについては学術国際局学術情報課が所管をしておるが、こういう所管の区分があることはよくないので、同じところで処理した方がいいのではないかとう方向で整理をしている、そういうお答えがありました。これは結果はどういうことになりましたか。

○植木政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、情報処理教育センターは現在十カ所ございまますけれども、最近は情報処理教育センターをつくりませんで、情報処理センター、ここで総合的にまとめて教育面も扱おう、こういうことで新設はいたしておりません。したがいまして、情報処理教育につきましては、個別のセンターを最近ではつくつておりませんで、総合的に情報処理センターの方でやることにいたしております。

○江田委員 私が聞いたのは、文部省の中の所管の課のことを聞いたのです。

○植木政府委員 そういうわけでございまして、文部省の方の国立大学におきます情報処理の担当は学術国際局の学術情報課でございます。高等教育部の方の技術教育課が情報処理教育センターを担当しておりますが、緊密な連絡をとりながらそこのないようにいたしております。

○江田委員 次に、各大学のこういうコンピュー

ターセンターが十分に連携がとれていない、それを改めるということで、東京大学に文献情報センターをつくつて、そこに大型計算機センターあるいは他の学内共同施設であるけれども総合情報処理センター、学術情報処理センター、情報処理センターなども順次ネットワーク化していく

う、そういうお話をありました。最近聞きますと、この文献情報センターではなくて、もっと根本的な大きなセンターをおつくりになつてある。東京大学にというのじやなくて、文部省の直轄で学術情報処理センターをおつくりになつたというふうに伺つておるので、この学術情報処理センターといふうに仕組みになつておるかについて御報告いただきたいと思います。

○植木政府委員 東京大学の文献情報センターにおきましては、大学図書館のいろいろ持つておられます図書とか雑誌、こういったものの情報の提供サービスあるいはそれに必要な研究開発を目的といたしまして、大学の図書館間の情報のネットワークをつくる、こういうことできたわけですが、いますが、先生も今お話をございましたように、いままで、先生も今お話をございましたように、やはり所管の区分があることはよくないので、同じところで処理した方がいいのではないかとう方向で整理をしている、そういうお答えがありましたが、これは結果はどういうことになりましたか。

○植木政府委員 ただいま御指摘の点につきまし

ては、情報処理教育センターは現在十カ所ございまますけれども、最近は情報処理教育センターをつくりませんで、情報処理センター、ここで総合的にまとめて教育面も扱おう、こういうことで新設はいたしておりません。したがいまして、情報処

理教育につきましては、個別のセンターを最近ではつくつておりますが、総合的に情報処理センターの方でやることにいたしております。

○江田委員 私が聞いたのは、文部省の中の所管の課のことを聞いたのです。

○植木政府委員 そういうわけでございまして、文部省の方の国立大学におきます情報処理の担当は学術国際局の学術情報課でございます。高等教育部の方の技術教育課が情報処理教育センターを設けておりますが、緊密な連絡をとりながらそ

務部長も置いて管理部門をきちんと整備をした。コンピューターも二千万円規模のレンタル料のものを四千万円規模のものにしたというふうに伺つておるのですが、それでよろしいですか。

○植木政府委員 先生御指摘のとおりでございます。

○江田委員 非常に頑張つていただいて結構だと思うのですが、そつちはそつちでいいのですけれども、今度そうやって中央のコンピューターのセンターが非常に立派になつていく、それだけで一体いいのだろうかという問題がどうしても出でてくると思うのですね。去年の六月五日に伺つたときにも、地方の大学のコンピューターの施設とも十分連絡をとつてネットワークをつくつて、そして地方の大学のコンピューターの機能を活性化させていくという、そして活性化させる方向で努力をしていく、地方の方も十分に整備をしていく、そういうお話だったのですが、果たして本当に地方の大学のコンピューターの機能を活性化させていると思うのですね。去年の六月五日に伺つたときの情報処理センターなどが十分活性化されているのか、機能が充実してきているのかということがどうも気になるのですが、これはどういうことになりますか。

○植木政府委員 先生御指摘のとおり、中枢であります学術情報センターだけではなくて、やはり各大学の図書館であるとか、あるいは情報処理セ

ンター、データベース、こういったものを充実し

ています。まだ情報処理センターが置かれていない大学のうち、理工系の学部を有するものにつきましても、計画的に順次これを整備をしていくとい

うことを考えております。

○江田委員 抽象的にそういうふうにお答えにならてもどうも困るのですが、例えば今の学術情報センターのコンピューターといふのが四千万円のレンタル料のもの。一方、東からいきますと、

東京工業大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、こういうところの総合情報処理センターのコンピューターのレンタル料というのはおよそ一千五百

万円ぐらいでしようかね。そうすると、ざつと三分の一以上の規模のコンピューターがそういうところにもきちんとあるのに――この学術情報センターでは六研究開発部門がちゃんとあって、教授も大人いらっしゃる。しかし地方の大学では、コンピューター自体はしっかりとしているのに、助教授が一人だけで、教授もいない。あるいはまた管理部門というのもない。それで地方の方はしつかり手当てをしておるというふうに言えるのだろうか。地方大学の方も、研究開発部門と事務部門とをきちんと設けて行動できるようになつてしまふのじゃないか。羊頭狗肉と言ふときついですが、そういう感じがするのですが、どういうよう性化するということは絵にかいたもちになつてしまふのじゃないか。羊頭狗肉と言ふときついですが、そういう感じがするのですが、どういうよう構想を地方のコンピューターシステムについてお持ちなのか、どういう手當てをされようとしておられるのか、そういう基本方針はないのですか。

○江田委員 お持ちなのか、どういう手當てをされようとしておられるのか、そういう基本方針はないのですか。

○江田委員 多少繰り返しますが、図書館につきましては六十一年度に九大学電算化をふやしたということでござります。また、情報処理センターにつきましては、現在三十六の国立大学に置かれておるわけでござりますが、まだ置かれていない大学もかなりの数に上るわけでございまして、計画的に順次これを整備をしていくといふことを考えております。

○江田委員 なお、まだ情報処理センターが置かれていない大学のうち、理工系の学部を有するものにつきましては、利用度が非常に高くて、より大規模の計算機需要が生ずるということが考えられますので、これは普通の情報処理センターではなくて、

総合情報処理センター、こういうものを設置をしていくということを考えたるわけでございます。なお、まだ情報処理センターにつきましては、大学のうち、理工系の学部を有するものにつきましては、利用度が非常に高くて、より大規模の計算機需要が生ずるということが考えられますので、これは普通の情報処理センターではなくて、

総合情報処理センター、こういうものを設置をしていくことを考えておるわけでございます。

○江田委員 学術情報センターでここ一つだけビルがずっと高く、あと広く浅くというので一

体いいのかという感じがするのですね。ですか

ら、中心的なものについてはやはり学術情報センターのように、六研究開発部門があつて事務局もきちんとしているというところまではいかないにしても、ひとつ教授もちゃんと置くあるいは管理部門もきちんとしていくといふ方向が必要なんじやないかと思うのですが、いかがでしょう。

○植木政府委員 確かに、中枢だけでなく、それぞれの大学におきます情報処理センター等整備することが大事でございますが、定員につきましては全体としてなかなか厳しい状況でございますので、学内の定員の振りかえ措置によりまして、こういった情報処理センターの研究部門あるいは管理部門の充実を図つてきております。

○江田委員 今度は情報処理センター相互の関係なんですが、この前質問いたしましたときにも、

全国の共同利用のセンターについてはそれはよろしく、しかし、学内のセンターについては、これ

はその大学の中のことだけであつて、外との関連はつけられていない、外からのアクセスができるな

い、それは設置目的が違うから、そういうお話を

した。しかし技術的には、コンピューターというものは可能なわけですね。外との連携というのは容易にできるわけで、そういう規則で技術的可能

性を縛つていて、そのことが逆にコンピューターといふものを利用価値を随分制限していると

いうことがあるのではないかと思うが、文部大臣、データベースぬかみそ論というのがあるのですが、御存じでしょうか。データベースぬかみそ論といいまして、ぬかみそといふのは、

すつと漬けて、繰り返してませて使つていけば使つていくほどだんだんいい漬物ができるようになります。デーティベースといふのも、

あるのですね。データベースといふのも、ぽんと置いておくだけではダメで、全国からわざと来てそのデータベースをどんどん使つていけば、ますます中身も充実してくるし、すばらしい香りを放つようになる、こういう話なんですが、

各地方大学もそれになかなかいいデータベー

スがお持ちなんですね。

私もちょっと聞いてみましたところ、例えば岡

一 高等教育に対する新たな時代の要請に基づき、学術の振興、教育・研究体制の推進を図るため、また、当面予想される大学進学者の急増に対応する対策として、大学の意向や社会の要請を勘案しつつ、必要な諸条件の整備に努めること。

二 国立大学の学部等の改組、新設に当たっては、大学の希望や地域社会の要請あるいは入学を希望する学生の便宜等を勘案し、法案の提出時期等について配慮すること。

三 いわゆるオーバードクター問題については、今後の学術研究体制に支障のないよう検討すること。

右決議する。

以上でございます。

その趣旨につきましては、本案の質疑応答を通じて明らかであると存しますので、案文の朗読をもつて趣旨説明にかえさせていただきます。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○青木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○青木委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を認められておりますので、これを許します。海部文部大臣。

○海部国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○青木委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○青木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

[報告書は附録に掲載]

○青木委員長 次回は、来る十六日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律
国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)
の一部を次のように改正する。
第三条第一項の表徳島大学の項中「教育学部」を「総合科学部」に改め、同表九州工業大学の項中「工学部」を「工学部 情報工学部」に改める。

第三条の三第二項の表富山大学経営短期大学部の項を削り、同表鳥取大学医療技術短期大学部の項の次に次のように加える。

岡山大学医療技術短期大学部	岡山県	岡山大学
大学部		

附則第三項中「一万九千三百四十一人」を「一
万九千七百二十人」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表の改正規定のうち九州工業大学に係る部分及び第三条の三第一項の表の改正規定(富山大学経営短期大学部の項を削る部分を除く。)は同年十月一日から、同表の改正規定のうち富山大学経営短期大学部

の項を削る部分は昭和六十三年四月一日から施行する。

(徳島大学の教育学部等の存続に関する経過措置)

2 徳島大学の教育学部は、改正後の第三条第一項の規定にかわらず、昭和六十一年三月三十日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間存続するものとし、富山大学経営短期大学部は、改正後の第三条の三第二項の規定にかわらず、昭和六十三年三月三十日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

徳島大学ほか一大学に二学部を設置するとともに、岡山大学に医療技術短期大学部を併設し、富山大学経営短期大学部を廢止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

国立学校設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」に、「同年十月一日」を「昭和六十一年十月一日」に改める。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。

(在学年数の計算に関する経過措置)

2 昭和六十一年度に徳島大学の総合科学部に入学した者は、在学年数の計算に関しては、昭和六十一年四月一日から当該学部に在学していたものとみなす。